

建設政策における規制インパクト分析のための基礎研究

2000年 7月

建設省建設政策研究センター

主任研究官 笹口裕二

前研究官 高梨太志

はじめに

建設省では、平成9年度から公共事業の新規箇所採択にあたり、費用便益分析を行って事業の効率性を確認することとし、平成11年3月に「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」を公表した。各事業についても、評価のためのマニュアル等も整備されているところである。建設政策研究センターにおいても、費用便益分析についての研究を行い、基礎的な考え方や今後の課題をまとめるとともに、特に社会資本整備による環境への効果・影響を取り入れるための評価手法について研究を行ったところである。これに対して規制政策については、平成11年3月にパブリックコメント制度が導入され、規制案を公表して広く意見を聴取する体制が構築されたものの、その経済効果の評価については公共事業のような検討は行われていない。中央省庁改革においては、施策の効率的・効果的な実施、説明責任の確保といった目的から、政策評価機能の強化充実を図ることとされており、規制政策の評価についてもそのあり方の検討が今後必要になると考えられる。

欧米の先進諸国においては、政策評価の一分野として規制を導入・変更する際にその経済影響を分析する規制インパクト分析が行われているところである。また、OECDは加盟国に対して規制インパクト分析の導入を勧告している。しかしながら、規制政策については、我が国の行政現場においては必ずしも経済評価手法の体系的な開発が行われてこなかったこと、公共事業と異なり規制は評価案件ごとに個別性が強いと考えられることなどから、海外のガイドラインをそのまま適用することは適当でなく、運用の実態やその背景にある考え方の整理が重要である。1999年4月にまとめられたOECD対日審査の結果レポートも、規制インパクト分析の導入の必要性を指摘すると同時に、最初から厳密な費用便益分析を導入するのではなく、実行可能な評価から着手し期間をかけてより高度な評価技術を確立すべきと指摘している。

こうした状況の下、本研究においては、諸外国で行われている規制インパクト分析について、表面的な制度概要を整理するだけでなく、行政実務における運用の実態とその背景にある基本的な考え方を把握することを目的として調査を行った。研究の実施にあたっては、金本良嗣東京大学大学院経済学研究科教授、松本光平明海大学不動産学部教授、浅見泰司東京大学大学院工学系研究科助教授の3人の学識者から研究会形式で有益かつ貴重なご指導をいただくとともに、研究会の運営等について財団法人全国建設研修センターにご協力いただいた。また、本報告書の第1章については、手塚広一郎一橋大学大学院商学研究科助手に執筆協力をいただいた。上記の方々を始め多大なご協力を賜った多くの方々に心より感謝を申し上げたい。

平成12年7月

センター

建設省建設政策研究セ

本研究の概要

1. 研究の目的

公共事業の新規箇所採択にあたり、費用便益分析によって経済効果のチェックを行うシステムが平成9年度から導入され、改善が行われてきたところである。しかしながら、規制については、平成11年4月より規制の設定・改廃に係る意見提出手続き（いわゆるパブリックコメント制度）が導入されたものの、体系的な評価は行われていない状況である。今般、中央省庁改革において政策評価機能を強化充実することとされており、規制についても評価のあり方が問われることとなる。このため、建設行政分野について海外の規制インパクト分析（RIA）の先進事例、運用方法等を調査研究し、規制の政策評価について基礎資料をまとめる。

2. 研究の内容

（1）規制の経済的意味

我が国の経済は、市場機構を基調として運営されている。これは、完全競争市場の成立要件を満たしている市場においては、消費者や生産者（企業）といった各経済主体が自律的に活動を行うことで、社会的に効率的な資源配分がなされ、その結果、社会厚生が最大化するという考え方を基礎とするものである。しかしながら、市場機構は万能ではなく、自然独占性・外部性・情報の非対称性等の市場の失敗が生ずる場合があり、このような場合には、最適な資源配分効率は達成されない。規制はこのような市場の失敗を補整する目的で実施されるものである。

規制は、目的とする便益を発生させる一方で、各経済主体の活動を制限することに伴う費用も発生させる。こうした費用には、規制を受ける主体の遵守費用や政府の規制施行費用が含まれる。規制の評価は、こうした便益と費用の発生状況を考察し、よりよい規制を実現するための基礎資料となる。

（2）海外の動向

制度概要

規制の新規導入・変更の際、その経済影響（インパクト）を事前に分析し、規制の妥当性・改善可能性を評価する手続が、近年先進国を中心に普及し始めている。この分析は、規制インパクト分析（Regulatory Impact Analysis/Assessment）と呼ばれ、OECDは、1995年に加盟国に対して規制インパクト分析の採用を求めるとともに、1997年に「規制インパクト分析：OECD加盟国における優良事例」報告書をまとめている。特に、英国、米国、カナダ及びオーストラリアにおいては、ガイドラインが定められ、一定の規制の導入・変更については、事前に規制インパクト分析を行うことが義務付けられるなどの取り組みが行われている。ガ

イドラインの基本的枠組みとしては、規制の必要性の検討、規制の導入・変更に伴う便益・費用の推計、これらの推計に基づく代替案との比較等を行い、規制提案のパブリックコメントに合わせて評価結果を公表することとされている。

運用状況

ガイドラインの下で、実際にどのような運用が行われているのか、全体的な状況と個別の評価事例について調査を行った。

米国では、AEI-Brookings 規制共同研究センターが 1996～1999 年の間に連邦政府の行った主要規制 48 件の規制インパクト分析の状況について分析を行っている（表）。その結果によれば、費用についてはほとんどが何らかの形で貨幣換算まで行われているものの、便益については評価の困難性もあり貨幣換算まで行われるケースは少なくなっている。代替案についても、費用便益分析による比較まで行っているものは少ない。

表 米国連邦政府の規制インパクト分析の実施状況

分析項目	実施*	実施せず
費用の貨幣換算	94%	6%
便益の貨幣換算	28%**	72%
純便益の算出	28%	72%
代替案の費用便益分析	25%	75%

* 費用や便益の範囲のみを示したものを含む。

** 主要な便益ではない一部の便益のみを貨幣換算したものは含まれない。

(3) まとめ

海外の制度概要や運用状況を調査した結果として、規制インパクト分析の考え方を次のように整理した。

役割：規制インパクト分析の果たす役割は、規制の質的向上、アカウントビリティの確保、関係者意見の引き出し、規制に関する議論のフレーム提供である。

対象範囲：パブリックコメント制度と同様に一般国民を対象とする規制を分析する。

実施時期：事前評価を基本とする。提案内容を大幅に変更した場合は再度評価を行う。

分析主体：規制を企画立案する規制担当部局が行う。ガイドラインの整備や分析結果を横断的に見る体制が分析水準の向上に有用である。

分析手順：費用便益分析を基本とするが、技術面などから困難である場合も多い。必ずしも費用便益分析ではなく、費用分析に焦点を当てるなど規制の論点や行政分野に応じた分析を行う。代替案を考慮し、適当な案が存在しない場合はそれを明らかにする。

目次

はじめに.....	1
本研究の概要.....	
第1章 規制評価の視点.....	1
1 規制の経済的な意味.....	1
2 規制の分析と規制の評価の必要性.....	5
第2章 諸外国における規制インパクト分析 (RIA)の動向.....	9
1 主要各国における RIA の動向.....	9
(1) 諸外国での普及状況.....	9
(2) 諸外国の制度概要.....	11
2 運用状況及び具体的事例.....	23
(1) 米国連邦政府における運用.....	23
(2) 米国各州における運用.....	27
(3) カリフォルニア州における運用.....	33
(4) 建設政策に関する RIA の事例.....	39
3 まとめ.....	60
第3章 規制インパクト分析の考え方.....	61
1 役割.....	61
2 対象とする規制の範囲.....	62
3 実施時期.....	63
4 分析主体 評価主体.....	64
5 分析手順.....	65
6 結果の公表.....	70
7 手続フロー.....	70
参考資料.....	71
・参考資料 1:カリフォルニアで用いられている規制インパクト分析シート.....	71
・参考資料 2:規制インパクト分析のヒアリング調査結果.....	75
・参考文献.....	84

第 1章 規制評価の視点

第1章 規制評価の視点

1 規制の経済的な意味

(1)市場機構のメリット

我が国の経済は、市場機構を基調として、運営されている。完全競争市場の成立要件を満たしている市場においては、消費者や生産者（企業）といった各経済主体が自律的に活動を行うことで、社会的に効率的な資源配分がなされ、その結果、社会厚生が最大化されるといわれる。こうした社会厚生への最大化は、消費者に対して利益をもたらす。

また、完全競争市場で効率的な資源配分を達成するプロセスにおいて、市場機構は、次のような機能を発揮する。第1に、各経済主体の選好などの情報の交換を促進する機能、そして第2に、各経済主体の活動に動機づけ（誘因、インセンティブ）を与える機能である。

中央集権的な計画経済においても、資源配分を効率的に行うことは、理論上は可能である。しかし、計画経済のもとでは上の2つの機能が欠けている。したがって、計画経済によって効率的な資源配分を達成する際には、すべての経済主体に関する情報（各財に対する選好に関する情報など）を収集しなければならないという問題や、各経済主体に適切な誘因を与えるような制度を設計しなければならないという問題が生じる。前者に関しては、情報収集に禁止的な費用がかかるであろうし、後者に関しては、相当複雑な作業を要する。

このように、完全競争的な市場機構のもとでは、すべての経済主体に関する情報の収集やその誘因の整合性の問題を考慮する必要はなく、各経済主体の自律的な活動を通じて、自動的に（「神のみえざる手」を通じて）最適な資源配分が達成されるというメカニズムを有している。

加えて、市場機構は、静態的な環境下での資源配分の達成というというメリットだけでなく、動態的な環境のもとで、企業や企業家に革新的（Innovative）な活動を促すといったメリットも指摘されている。

このように、完全競争的な市場機構は、最適な資源配分を達成する上でのいくつかの優位性をもつ。市場機構は、企業や消費者など個々の経済主体の自律的な経済活動のもとで成立する。したがって、市場が十分に機能する限りにおいては、各経済主体の活動を制限するような行為（規制）は、市場機構の運営の妨げにもなり得る。

(2)市場の失敗と規制の意味

市場機構のメリットは、完全競争市場が成立するための諸条件が満たされたときのみ発揮される。その条件は、(1)多数の経済主体（生産者と消費者）が存在すること、(2)生産において規模に関して収穫が逓減すること、(3)情報の完全性が確保されている（経済主体間で情報の偏りがない）ことなどである。しかし、現実にはこれらの条件が満たさ

れないケースが数多く存在する。

完全競争市場が成立するための条件が満たされない状況では、市場の失敗が発生するといわれる。市場の失敗が生じる場合、効率的な資源配分の達成のような市場機構の持つ優位性が十分に発揮されない。そこで、効率的な資源配分を達成するために、政府のような規制主体が関与し、経済主体の活動に規制を加えることで、市場の失敗を補整する必要性が生じる。

市場の失敗が生じるケースとしては、主に、次の3点が挙げられる。第1に、自然独占が発生するケース、第2に、外部効果が発生するケース、第3に情報の非対称性の存在するケースである。

表 1-1 『市場の失敗』に対する規制の目的及び規制例

市場の失敗	規制の目的	規制例
規模の利益が存在することによる不利益（自然独占）	規模の利益が存在する場合、自由競争に任せている最終的に市場が独占され、価格決定やサービスの提供の面で消費者が不利益を被る結果となるので、こうした事態を避けるため、政府が特定の事業者に参加を認める一方、価格やサービスの提供等についても規制を行う。	・ 電気事業法・ガス事業法の規制
外部不経済（外部効果）	自由な経済活動に任せている、安全の確保、環境の保全などが十分に図られなくなるため、これを回避する目的で政府が何らかの規制を行う。	・ 高圧ガス保安法 ・ 消防法等による安全規制 ・ 大気汚染防止法による環境規制
情報の非対称性	財やサービスを生産・提供する側の情報を消費者が十分に得ることができないために被る不利益を解消する目的で、政府が何らかの規制を行う。	・ 家庭用品品質表示法 ・ 消費生活用製品安全法などによる商品の品質・安全性の表示に関する規制

資料) 規制緩和白書(98年) (総務庁)より作成

第1の自然独占は、規模の経済性や範囲の経済性が存在し、長期平均費用が逡減する場合に発生する。長期平均費用が逡減する場合には、企業が財を1単位供給するための費用が、供給規模を拡大するにつれて低下する傾向にある。この場合、複数の企業によって生産を行うよりも、単一の企業によって生産を行うほうが、その単位あたりの費用が少なくなる。このような性質を持つ産業においては、企業間の競争を行っても、最終的に独占状態になるとされる。この状態を自然独占と呼ぶ。

自然独占の発生する市場においては、単一の企業が独占的な運営を行うことが、最小の費用での生産を達成する可能性があるという意味で効率的である。しかし、この場合、独占的な立場にある企業に完全に自由な活動を容認すると、この企業によって独占価格が設定され、経済厚生が損われるという問題が発生する。そのため、この場合、企業の価格設定に関して規制を加えることが必要とされる。

自然独占が発生する際に規制が必要とされるもう1つの根拠は、自然独占が発生する

プロセスにおける企業間の競争が、重複投資をもたらし、結果として社会的な資源のロスを招く恐れがあるためである。このようなロス防ぐために、規制が求められることもある。

このように、自然独占の発生は、市場の失敗の一つとされ、この性質を有するといわれる、電力、ガス、電気通信、および鉄道などの産業に対する規制（参入規制や価格規制）の根拠とされてきた。ただし、近年は、コンテストバリティ理論による指摘などから、自然独占を根拠として規制を行うという議論について、一定の制約が加えられるようになっている。コンテストバリティ理論とは、規模の経済性が存在する場合であっても、市場への参入・退出が自由でその費用もゼロであるなど一定の条件が満たされる場合には、自然独占が発生していても独占企業は潜在的参入企業の参入圧力に晒されて限界費用と一致する価格で財の供給を行うこととなるため、価格規制や独占禁止などの政府の介入は不要であるとする理論である。一定の条件とは、新規参入企業は既存企業と同一レベルの生産技術及び需要が享受可能であること、新規企業が参入しても、既存企業が価格引き下げなどの対抗措置を講ずるのに時間を要すること、退出する場合に回収できない埋没費用がゼロであることとされ、これらの条件が成立する市場がコンテストバブル市場であるとされる。コンテストバリティ理論は、米国の航空産業の規制緩和において理論的支柱とされたが、一方、上記の条件は厳しく、これを現実の市場が完全に満たすことは困難であるとの批判もある。

市場の失敗の第2のケースである外部効果とは、ある経済主体の行動が、他の経済主体に影響を与えることをいう。影響を受ける経済主体にとって、正の効果を与えるものは外部経済、負の効果を与えるものは外部不経済と呼ばれる。とりわけ、ある経済主体の行動について、市場を経由しないで、他の経済主体に影響を与えるような外部効果は、技術的外部効果と呼ばれる。技術的外部効果（外部不経済）は、資源配分に歪みをもたらし、結果として厚生損失を発生させる。

外部効果が発生する場合には、市場を経由させたり、新たに市場を設けることで（これを内部化という）資源配分の歪みを正すことが求められる。例えば、環境への負荷に対する課金なども、これに該当する。

第3の情報の非対称性とは、市場における経済主体間に一方の方が他方よりもより多くの情報を有している、言い換えれば、情報が偏在している状態を指す。例えば、ある製品について、生産者（あるいは販売する主体）だけが、耐久性や安全性のような製品の内容を知っていて、消費者が知らない場合には、消費者が不利益を被る恐れがある。また、株式市場のインサイダー取引のように、特定の主体に情報が偏在することによって、取引が公正に行われないケースも該当する。

情報が特定の主体に偏在している場合も、市場に歪みが生じ、資源が最適な形で配分されない。そのため、このような歪みを是正するために、規制が必要とされる。情報の非対称性から生じる問題に対処する規制には、主に、製品に関する情報を明示させるような、情報の開示を義務付けるタイプと、安全性に対する規制のようにサービスの質に

関して、一定の水準の達成をあらかじめ義務付けるタイプがある。

以上のように、経済的な見地からは、規制は、市場の失敗によって生じた資源配分の歪みを正し、市場の失敗を補整する手段としての意味をもつ。

(3)規制メカニズムの分析

市場の失敗による説明は、規制の必要性を説明するものであるが、なぜ規制が導入されるのかそのメカニズムを必ずしも明らかにしない。米国においては、この規制メカニズムについて、理論的な説明が試みられている。J. E. Stigler はキャプチャー理論をまとめ、規制、特に経済的規制は主として規制を受ける産業の利益のために策定・運用されると主張した。規制が産業のために運用されることとなる理由は、政府は規制を行うに当たり、当該産業分野の需要予測や経営状況などの情報が必要であるが、事業者以外に情報源がないという情報の非対称性のため、政府は事業者に有利な情報しか把握できず、事業者に不利な情報を入手できなくなるためである。政府はこうして産業にキャプチャー（捕獲）されることになる。しかしながら、この理論の欠点として、産業以外にも消費者など規制の便益を享受する者がいる中でなぜ産業にのみキャプチャーされるのか、産業から支持されない規制が存在するのはなぜか、規制緩和が行われるのはなぜか、等について説明がなされない点が挙げられる。

Stigler は「規制は自分たちの所得を最大化しようとする利益集団の需要に応えるように供給される」としたが、Pelzman は、Stigler と同じく何らかの富を再配分するのが(経済的)規制の目的、効果であると考え、支持(majority)という概念を用いて Stigler の分析を定式化し、理論モデルによる説明を行っている。政府は、再配分を受けた利益集団からの支持を得ることになるが、政府は支持の大きさに反応して行動し、支持の社会的総和を最大化するように規制を導入・運営しようとすると考えた。ある産業の価格を例として考えると、産業は規制によって競争を制限することにより競争価格よりも高い価格を実現し利潤を高めようとする一方、消費者は価格規制により産業の利潤を制限したり、規制緩和によって価格を競争価格に近づけようとする。政府は、それぞれの利益集団から得られる支持の総和を最大化するように規制を導入・運用・緩和しようとするという主張である。ただし、理論と実際が必ずしも一致しないケースとして、1980年頃に米国のトラック業界の規制緩和が行われたが、規制についての産業界支持が減少したという事実もトラック運送の利用者の影響力が強まったという事実もなかった等の点が指摘されている。

2 規制の分類と規制の評価の必要性

規制導入・変更については、以下の観点から評価を検討する必要性があると考えられる。

(1) 規制の分類

政府の規制はさまざまなものがある。これらの規制はいくつかの観点から分類することができる。それぞれの規制の特性に応じて評価を行うことが必要である。

第1の観点は、規制主体の意思決定の権限の程度に応じて分類する方法である。最も集権的な規制は、「コマンド・アンド・コントロール型の規制」と呼ばれる。このような規制の下では、規制主体が意思決定の権限を有し、その権限に基づいて規制を受ける経済主体に細かな指示を与え、経済主体はその指示に基づいて活動する。「コマンド・アンド・コントロール型の規制」は、意思決定の権限が規制主体に集中しているという特徴を有する。

それに対して、規制主体はある一定のルールを設計・施行するが、その際、規制を受ける経済主体に対して完全に行動を指示するのではなく、活動に関してある程度の裁量の余地を与えるという類の規制もある。この規制のもとでは、規制主体の設計するルールに準ずる範囲において、規制を受ける経済主体は自律的な意思決定を行うことができる。大部分のインセンティブ規制はこれに該当する。これらの規制の分類は、どの程度権限が委譲されているかによって決まる。

第2の観点は、経済主体の活動前に規制するか、活動後に規制するかで分けるものである。経済主体が活動を行う前に、あらかじめとるべき行動を指示するような規制は、「事前の活動規制」と呼ばれる。それに対して、「事後的（反動的）な活動規制」とは、経済主体にあらかじめ行動をとらせた後で、その行動の結果を評価し、その評価に基づいて事後的に行動を指示するような規制である。事後的な活動規制の例としては、企業に新薬を開発させた後、その販売を承認するような規制が挙げられる。

第3の観点は、市場に情報の提供を義務付けるための規制と経済主体の活動を直接制限する規制に分けるものである。前者の規制は「情報提供型規制」と呼ばれ、先に指摘したように、情報の非対称性による市場の失敗を補整するために用いられる。また、後者の規制は「施行型（enforcing）規制」と呼ばれる。

第4の観点は、規制が各経済主体の意思決定のどの範囲まで及ぶかで分類するものである。例えば、電力やガスなど公益事業では、価格の設定だけではなく、発電等の投資の決定にも規制が及ぶが、製薬会社では、市場の出す薬品（製品）についての規制があるが、向上などの設備投資の意思決定に関しては、あまり規制を受けない。

(2)規制の評価の必要性

上で述べたように、経済学的な見地からすれば、規制が求められるのは、市場の失敗が生じるケースにおいてである。市場の失敗が存在する場合には、適切な規制を行うことで、市場の失敗が補整され、資源の効率的な配分に寄与する（便益が発生する）ことが期待される。しかしながら、規制を行うことは、各経済主体の活動を制限することであるから、それに伴う費用も発生する。こうした費用の例としては、規制を行うための情報を収集するための費用や、規制を施行する際に発生する行政費用などがある。また、規制が競争を抑制するものであるならば、その競争が抑制されることによる厚生損失も規制による費用に含まれる。

このように、規制は、その規制を導入による便益と費用を考慮する必要がある。そして、規制によって生じる費用が、その便益を大きく上回る場合には、その規制は有効ではないといわれる。

規制が有効ではないケースは、次のように大きく分けられる。第1に、規制それ自身が、導入当初の目的を達成していない（達成できない）というケースである。このようなケースでは、規制による便益はほとんどなく、規制のための費用だけが発生する。したがって、この規制は有効とは言えない。

第2に、規制を過剰に行うことによって厚生損失が生じる可能性がある。規制は、経済主体の活動を制限するものであるから、過度な規制は、競争の抑制などによる市場の歪みをもたらし、結果として消費者に不利益を与える恐れがある。例えば、消費者に対して情報の提供を義務付けるだけで事足りる場合に、それ以上の規制を加えても、追加的な規制による効果は薄くなる。このとき、追加的な規制は有効ではない。

第3に、規制それ自体は目的を達成するものであっても、その規制によって、規制を受ける経済主体の行動を変化させ、結果として非効率な活動をする誘因を与えるというケースがある。例として、乗用車に安全装置の搭載を義務付けるような規制を導入した場合、ドライバーは、安全装置があるために、無理な運転をする動機を与えてしまうことが挙げられる。ドライバーの行動は、結果として規制の正の効果を相殺する。この負の効果がかなり大きいならば、この規制は有効ではない。

このように、ある種の規制を実施する際には、先に分類した規制に関する様々な選択肢の間で、規制による純便益を最大化させ、有効なものを選択することが求められる。そのために、各規制に対するその有効性の評価が必要となる。

ところで、規制を評価する手段としては、規制に関する費用便益分析や費用効果分析などの定量的な手法や、個別のケースを定性的に把握するものもある。

(3)政策評価機能の充実・強化

近年効率的な行財政の運営、国民への説明責任の確保・向上を行政機関に強く要請されている。これを受け、政府においても効率的な政策展開を遂行し、意思決定過程の透明性を高めるために政策評価手法を開発・導入する必要性が高まっている。

政府では、「行政改革会議最終報告」(平成9年12月)の提言を受け、中央省庁等改革基本法(平成10年6月)において中央省庁における客観的な政策評価機能の強化と評価結果の政策への反映(同法4条)が明記されることとなった。国・地方自治体の間では財政状況の悪化を受け、特に経済評価に対する注目が高まっており、社会資本整備等では費用便益分析に基づく経済評価手法の開発が進められている。

表 1-2 中央省庁に係る行政改革と政策評価の検討の経緯

年月	検討成果	検討結果
H9.12	行政改革会議最終報告	・評価機能の充実の必要性 ・各省における評価機能の強化
H10.6	中央省庁等改革基本法	・政策評価に関する以下の条項を規定。 第4条 (中央省庁等改革の基本方針) 六 国民的視点に立ち、かつ内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること。 第29条 政府は、第4条第6号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。 一 府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること。 二 政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、府省の枠を超えて政策評価を行う機能を強化すること 三 政策評価に関する情報の効果を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること。
H11.4	中央省庁等改革の推進に関する方針	・政策評価機能の充実強化を図るため、各府省に評価部門を確立。 1) 評価の対象等 各府省は所管の政策について、その性質に応じ、主としてその必要性、優先性、有効性等の観点から改廃等の評価を行う。 新規に開始しようとするもの(事前の評価) 一定期間経過して事業等が未着手又は未了なもの 新規に開始した制度等で一定期間を経過したもの 社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされるもの 2) 合理的で的確な評価手法の開発 3) 評価結果の政策企画立案作業への反映 4) 組織等 内部部局に、政策評価担当組織(課と同等クラス以上)を置く。 5) 実施要領等の策定
H11.5	各省庁政策評価準備連絡会議	・標準的ガイドライン案の検討に着手

規制については、平成12年3月に再改定された規制緩和推進3か年計画(閣議決定)において、規制の新設について厳格な審査を行うほか、「各省庁は所管行政の規制につい

て、新設する場合も含め、その効果と負担についての国民への説明責任を果たすことができるシステムの確立に向けて、政策評価機能の充実・強化という観点を踏まえ、検討を進める。」こととされている。規制についても、社会資本整備と同様に評価手法の検討を進めることが必要となっている。

第2章 諸外国における規制インパクト分析(RIA)の動向

第2章 諸外国における規制インパクト分析(RIA)の動向

1 主要各国における RIA の動向

(1) 諸外国での普及状況

OECD は 1997 年に出したレポート¹の中で規制インパクト分析を最も有効に活用するための 10 項目(表 2-1 参照)を示し、加盟各国に対し分析の導入を推奨した。この結果、1999 年時点で OECD 加盟国(29 ヶ国)の約 3 / 4 の国において規制インパクト分析は導入されるに至っている²。

日本では未だ規制インパクト分析は本格導入されていないが、OECD は 1999 年に日本に対して個別審査を行ってまとめた「OECD Reviews of Regulatory Reform in Japan」の中において、規制制定・改廃に際して規制インパクト分析を実施するように日本に対して勧告を行っている。

¹ “Regulatory Impact Analysis : Best Practices in OECD Countries ” (OECD,1997)

² 規制インパクト分析を導入していないとされるのはベルギー、チェコ共和国、ギリシャ、ルクセンブルグ、ポーランドの 5 ヶ国である。

表2-1 OECD が規制インパクト分析の有効な活用のために示した 10 項目

実行すべき項目	説明
RIA に対する政治的支持を強化する	規制改革の基本方針と RIA 活用が政府内のトップレベルによって支持されるべきである。大臣が RIA 実施の責任を負うべきである。
RIA 実施の責任を慎重に割り当てる	RIA 実施の責任を規制当局にも与えることによって、規制当局が RIA を自分の問題として捉え、政策決定過程に RIA を取り込むことに役立つ。一方、RIA 推進の中心的組織が、RIA の過程を監視し、一貫性・信頼性・品質を確保するために必要である。この組織には、それに十分な権限と技術が必要である。
規制当局に対し訓練を行う	規制当局が高度な RIA 実施に必要な技術を確認できるような適切な公式プログラムの確立が必要である。
一貫性と柔軟性のある分析手法を用いる	費用便益基準を全ての規制について適用すべきであるが、RIA において重要な効果が正負両面とも明らかにされ、定量分析と定性分析が統合されている場合には、分析手法を変えてもよい。ただし、遵守を義務付けるガイドラインは、できるだけ一貫性を保った内容とすべきである。
データ収集戦略計画を策定・実行する	有用な分析を行うためには、データの品質は必要不可欠である。政策を明確にすれば、許容可能なデータの品質水準が明らかになるとともに、限られた時間内に最小限の費用で高品質のデータを集めるための戦略が策定できる。
RIA 実施努力の的を絞る	重大な影響をもたらす、また、効果が大きく変わる見込みのある規制については、RIA 実施のために資源を投入すべきである。RIA は規制の根拠法令のレベルに関わらず、全ての重要な規制提案について適用すべきである。
できるだけ早く RIA を開始し、政策形成過程に組み込む	規制当局は、RIA をあまり関係のない付け足しではなく、政策形成において必須のものと考えべきである。
分析結果を伝える	政策形成者は多くの場合分析技術がない。RIA の結果は、その分析含意と選択肢を分かり易く伝えるべきである。共通の様式を用いると、効果的な情報伝達が可能である。
広く公衆を巻き込む	利害関係者には段階に応じた方法で広く意見を問うべきである。これは、多くの段階で公式に意見を問うプロセスを設けることにつながる。
RIA を新規の規制だけでなく、既存の規制にも適用する	RIA を既存の規制のレビューにも適用すべきである。

資料) “Regulatory Impact Analysis : Best Practices in OECD Countries”(OECD,1997)より作成

(2) 諸外国の制度概要

1) 諸外国の制度比較

英国・米国・カナダ・オーストラリアでは、規制インパクト分析の実施を制度化している（表2-2参照）。各国制度の比較を次に示す。

①分析対象

4ヶ国とも分析対象とする規制を特定している。各国とも下位法令を対象とする点は共通であるが、規制導入・変更による影響額の大小といった条件（米国・カナダ）を更に加え対象を絞るケースもある。また、英国、オーストラリアでは、法律案をも対象に加えている。

< 英国 >

規制提案(regulatory proposal)、内閣提出法案(legislation)、欧州法令(European legislation)が対象とされる。

国家安全保障や緊急予防措置などの場合には、規制インパクト分析を行わないことができるが、内閣府の規制インパクト班(Regulatory Impact Unit)に協議しなければならない。

影響の小さな規制提案などは対象外とされるが、規制担当部局は問題となった場合には対象外とした理由を説明しなければならない。

< 米国 >

行政規則(regulations or rules)のうち、聴聞を必要としない略式制定手続によって制定される行政規則が対象とされる。(合衆国法典 § 556 の適用を受けるもの、軍事外交に関するもの、省庁組織・マネジメント・人事のみに関するもの、その他連邦行政管理予算局(Office of Management and Budget: OMB)の情報・規制局(Office of Information and Regulatory Affairs: OIRA)が承認したものが除かれる。)

上記のうち、以下のものが主要な規制(significant regulatory action)として OIRA の審査を受けることが必要とされる。各省庁は規制施策については、費用便益評価を添えて OIRA に提出しなければならない。OIRA は、受領後 10 日以内に主要な規制提案に該当するかどうか回答しなければならない。

- ・ 1 億ドル以上又は OIRA が重要と認めるもの
- ・ 多省庁の施策と著しく整合性を欠くもの
- ・ 交付金、利用料、ローン措置に関連する予算やそれらの受給者の権利義務を変更するもの
- ・ 法令、大統領の重要政策、大統領令で定められた原則に関して新たな法的又は政

治的問題を引き起こすもの

<カナダ>

議会法又は総督命令により授任された権限に基づき制定される全てのルール、命令、規則、法令、指示、様式、料金表、特許状、公約、保証、宣言、内部規則、決議、その他の法令手段で以下のものを除くもの（Statutory Instruments Act 第2条第1項で定義される“regulation”）

- ・議会の法律によって設立された機関が制定するが、制定機関が大臣を通じて議会の責任を負うことがないもの
- ・規則違反に対し議会法によって罰則、罰金、懲役が用意されていないもの
- ・司法機関又は準司法機関によって制定された規則で司法手続又は準司法手続の前段階の手続を規定するものでないもの
- ・規制の公表や開示について特例扱いを認めるもの、内容が意思決定における助言や情報、支援に限定されるもの、政策の決定、規則に付随して必要な事項の確認

具体的な例としては、総督規則（Governor in Council regulations）、大臣規則（Ministerial regulations）、予算関連規則（Regulations requiring the recommendation of the Treasury Board）

内部マネジメント規則、生命・安全に関するもので緊急対応が必要なもの、公表費用が便益を上回るもの、金利変更など事前公表が経済的・政治的な混乱を招くものについては、事前公表は免除される。

<オーストラリア>

内閣提出法案（primary legislation）、委任命令（subordinate legislation）、行政規則（legislative instruments）、国際条約（international treaties）、準規則（quasi-regulations; industry code of practice, guidance notes, industry-government agreements）

軽微な規制は、規制インパクト分析の必要性について規制審査局（Office of Regulation Review）と協議

②分析手法

OECD の調査によれば、規制インパクト分析では、費用便益分析、費用効果分析、費用評価などの5手法が主に採用されている(表2-2参照)。英国、米国、カナダ、オーストラリアの4カ国の全てがこれらのうち費用便益分析による評価を評価者に求めている。英国・米国・カナダでは、便益と費用の差(純便益)の算出を基本としている。

ただし、実際の分析では、技術的な限界から便益・費用の貨幣価値化を必ずしも行っておらず、定性的記述に基づく分析に留まっている例も少なくない。これは、4ヶ国全ての分析のガイドライン等の中で、貨幣価値化・数値化が困難な影響項目がある旨が明記されており、評価者が状況に応じ記述方法(定量または定性)を判断し評価を行っていることによると考えられる。

③分析の公表・意見聴取

各国の制度では、分析結果についてパブリックコメントを募集し、この結果を分析に反映させる手続きを設けており、規制に係る意思決定の透明化を促す機能も有している。

④分析結果の審査

米国、カナダ、オーストラリアにおいては、規制担当部局が行った規制インパクト分析について、審査部局が満足できない場合の手續又は取扱がガイドライン等に定められている。

<米国>

- ・大統領(大統領が委任した場合には副大統領)が関連省庁の協力のもと裁定を下す。
- ・大統領による政府内の意見不一致の調整を要請できるのは、行政管理予算局長官、規制担当省庁の長、規制により影響を受ける省庁の長のみである。
- ・意見不一致の裁定に際し、副大統領が規制関係アドバイザーと協議してまとめた勧告が行われなければならない。勧告は60日以内にまとめられなければならない。
- ・大統領のレビュー期間においては、連邦行政府以外の者との連絡は全て文書によるものとし、公共文書記録と全関係省庁に送付されなければならない。

<カナダ>

- ・提案規制と規制インパクト分析を基に官報に掲載して発効させるかどうかは、内閣の特別委員会(Special Committee of Council)が判断を行う。
- ・審査部局は、規制インパクト分析に不満な場合は、そのコメントを内閣の特別委員会に送付する。審査部局には、手續を止める権限はない。

< オーストラリア >

- ・たとえ規制インパクト分析が不適切なものであっても、規制の効力には影響を与えない。
- ・規制審査局は、財務大臣補佐官（Assistant Treasurer）に不十分な規制インパクト分析であることを進言。財務大臣補佐官は進言を受けて、廃案の提案や懸念を内閣に報告。

表2-2 英国・米国・カナダ・オーストラリアにおける規制インパクト分析の関連制度の概要

	英国	米国	カナダ	オーストラリア
分析の名称	Regulatory Impact Assessment	Economic Analysis	Regulatory Impact Analysis	Regulation Impact Analysis
分析実施の根拠	内閣の方針	Executive Order 12866、 いくつかの法律	閣議決定	内閣の方針、 いくつかの法律
分析の対象とされる範囲	法律と下位法令、EU法令、議員立法に対しても実施を推奨	法律により禁止されている場合を除き、100 百万米ドル／年以上の影響をもたらす下位法令（法律は含まない）	連邦の全下位法令（低費用の法令は簡易テスト、50 百万加ドル／年以上の現在価値費用を伴う法令は費用便益分析）	事業に影響を及ぼす法律、下位法令、決定
規制インパクト分析の公表及び意見聴取等	政府内・外部利害関係者（事業者、市民団体等）、国民一般との意見交換に際しドラフト RIA を提示 最終 RIA は法令案が国会へ提出された後に効果	ドラフト RIA（パブリックコメント募集）及び最終 RIA を官報掲載 分析部分を別冊として官報とは別に公表（ホームページ等）する場合もあり	（利害関係者との意見交換はなるべく早い段階から行うことを推奨） 官報第一部にドラフト RIA を提示（パブリックコメント募集）、第二部に最終 RIA を提示	利害関係者との意見交換に際しドラフトを提示、意見交換（パブリックコメントを含む）を踏まえた最終ドラフトが閣議へ提出 閣議後必要な修正をし、最終案作成（後に法律案と併せ国会提出）
分析の実施者、分析の品質のレビュー者	規制担当部局が実施 各省の審査組織がレビュー	規制担当部局が実施、 OMB の Office of Information and Regulatory Affairs (OIRA) がレビュー	規制担当部局が実施 Privy Council Office がレビュー	規制担当部局が実施、 Productivity Commission の Office of Regulation Review のレビュー
分析の基本原則（注）	選択肢間で便益と費用を比較、可能な場合は純便益（便益－費用）算出	純便益（便益－費用）が最大の施策案を選択	純便益（便益－費用）が最大の施策案を選択	選択肢間で便益と費用を比較
分析書等に記載される項目	①目的と手段の意図する効果 a)論点と目標 b)リスク分析 ②考えられる代替手段 a)選択肢 b)公平及び公正に係る論点 ③便益 a)便益 b)便益の数値化、貨幣価値化 ④事業者等の規制遵守費用 a)影響を受ける産業部門 b)「典型的」事業者の規則遵守費用 c)規制遵守費用の総額 ⑤小規模事業者との意見交換 ⑥他の費用（政府の費用等） ⑦意見交換の結果 ⑧要約と結論 ⑨強制措置、制裁、監視、見直し	（案件毎に、内容はほぼ同等だが項目立ては様々。また、「考えられる代替手段」の独立した項は通常ないが、何らかの分析が行われている例は多い。） ①背景 ②産業の概要 ③便益（リスク分析を含む） ④規制遵守費用 ⑤規制の柔軟性（Regulatory Flexibility Actに基づき小規模企業への影響を分析） ⑥資金的裏付けのない負担の見直し（Unfunded Mandates Reform Actに基づき地方政府の負担を分析） ⑦ペーパーワーク削減（Paperwork Reduction Act）に基づき対象者の情報収集・資料作成費用を分析 ⑧意見交換（パブリックコメント等）の概要	①問題の記述 ②考えられる代替手段 ③便益と費用の分析（リスク分析を含む） ⑤意見交換 ⑥遵守の仕組みと強制措置	①問題点 ②目標 ③考えられる代替手段 ④影響分析（便益と費用の分析、リスク分析を含む） ⑤意見交換 ⑥結論と推奨する選択肢 ⑦実施及び見直し（遵守の仕組みや強制措置をも含む）

資料）通商産業省 大臣官房政策評価広報課資料より作成

表2-2 英国・米国・カナダ・オーストラリアにおける規制インパクト分析の関連制度の概要(つづき)

	英国	米国	カナダ	オーストラリア
RIA ガイドライン等の 特徴	<ul style="list-style-type: none"> ①平易に記述されている。ただし、非常に簡素なため、具体的には The Green Book 等を参照する必要がある。 ②全ての効果を貨幣価値化ないし数値化することは不可能である旨を記述。 	<ul style="list-style-type: none"> ①経済学的に見て厳密な用語使用・説明が行われており、多少難解。 ②費用便益分析に実際に用いられる手法は多様。 ③全ての効果を貨幣価値化ないし数値化することは不可能である旨を記述。 ④技術的に単純な規制(排気口に機器を設置、従業員・管理職員への訓練の義務付け等(ただし、これらが低費用であるとは限らない。))については、均衡分析を含む非常に詳細な費用便益分析が行われているものもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①平易に記述されている。 ②企業の規制遵守費用分析に関しても詳細なガイドラインが存在。 ③全ての効果を貨幣価値化ないし数値化することは不可能である旨を記述。 ④小規模事業者への規制の影響の分析は、明示的に求められてはいない。 ⑤実事例は、定性的分析にとどまっているものがほとんど(低費用の規制がほとんどということか)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①平易に記述されている。 ②使用すべき社会的割引率が記されていない。 ③全ての効果を貨幣価値化ないし数値化することは不可能である旨を記述。 ④税制についても、明示的に規制インパクト分析の枠組みの中に含まれている。

注): どの国のガイドラインにおいても、便益と費用の比較や純便益の評価において、数値化や貨幣価値化は「できる限り」行い、定性的な要素も考慮することとされている。ただし、便益と費用を分析する際の具体的なテクニックとして、費用便益分析(便益と費用を共に貨幣価値へ換算し、純現在価値(=便益-費用)の値等を判断基準とする)や費用効果分析(便益の全てについては貨幣価値以外の数値に換算し、便益/費用(又はその逆)によりいくつかの選択肢間で相対比較)が示されている。個々の実事例を見ると、数値化・貨幣価値化の困難性に依りて、定性的分析にとどまっているものも少なくない。

資料)通商産業省 大臣官房政策評価広報課資料より作成

表2-3 規制インパクト分析で用いられる分析手法の比較

手法	内容	優位点	問題点
費用便益分析 (Benefit-cost analysis)	<ul style="list-style-type: none"> ・便益が費用を超えると評価された場合には規制実施が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の2点を評価に反映できる。 規制によるプラスとマイナス両面の効果 全てを勘案し、社会にとって最も望ましい政策を確保するという要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要であるが、定量化できないため評価に加えられない便益が複数存在する。 ・政策による悪影響が補填されない場合、評価基準は説得的でない。
費用効果分析 (Cost-effectiveness analysis)	<ul style="list-style-type: none"> ・達成された効果の単位当たり費用を算出する。 ・より少ない費用で同一又はそれ以上の効果をもたらす政策を優先する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明らかに非効率な政策を除去する。 ・政策の有効度の優劣を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最適水準の便益をもたらすケースが必ずしも選ばれない可能性がある。 ・政策オプションの便益水準が複数存在し、一つの政策が費用も低く、効果も高いという場合でなければ選ぶことはできない。
リスク分析 (Risk analysis)	<ul style="list-style-type: none"> ・政策によるリスクの大きさ及び人体への影響を定量的に評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分なリスク軽減という点で政策が有効であるかどうかという判断が意思決定者において可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクが与える影響は多様で同一には扱えない。リスク軽減に要する費用を対象としない。リスク以外の影響を評価しない。
リスク対リスク分析 (Risk-risk analysis)	<ul style="list-style-type: none"> ・政策によるリスク軽減を確保するために、費用を考慮に入れつつ、政策による全リスクの影響を総合評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクに関する分析では、上記のリスク分析手法より完成度が高い。 ・リスク以外の効果は費用に影響を及ぼす場合に限り、その効果を加えて評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の効果のうち、リスクに関わらない効果については評価しない。 ・リスクが与える影響は多様で同一には扱えない(直接比較は容易ではない)。
費用評価 (Cost assessment)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動や消費者、労働者に対する規制の費用を評価する。 ・費用水準があまり高くないことの確認まで含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会が規制のために負担する費用を包括的に算出し、その負担可能性を考察する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制による便益が評価対象とならない。 ・規制の費用が効果によってどの程度まで正当化されるのか確認が行われない。

資料) "Regulatory Impact Analysis: Best Practices in OECD Countries" (OECD)より作成

2) RIA 実施根拠例(米国の大統領令 12866 号の概要)

米国連邦政府機関が実施する規制インパクト分析は、1993年9月30日にビル・クリントン大統領が発布した大統領令 12866 号に基づき実施される。この大統領令は、レーガン大統領時代に規制インパクトの分析を政府機関に義務付けた大統領令 12291 号を改正・強化するものである。

この大統領令 12866 号の目的は、新しい規制又は既存の規制に関して企画・調整を向上させ、意志決定過程における連邦機関の本来の役割を再確認することである。また、規制評価や審査の一貫性や合法性を修復し、規制制定過程へのアクセスを容易にし国民へ開かれたものにすることも目的に挙げられている。

規制インパクト分析の対象は独立行政委員会を除く全ての行政機関である。これらの機関が提案する規制は、官報 (Federal Register) に提案を掲載する前に、次に従い規制インパクト分析を実施することが求められている。

全ての規制に関する提案の一般的な経済的費用と便益を評価する。

全ての「主要な規制」³に対して、提案された規制及び代替規制の費用・便益を記述し、選択した提案の妥当性を確認する。

提案された段階および最終段階のすべての「主要な規制」を行政管理予算局 (OMB ; Office of Management and Budget) に提出し、審査を受ける。

OMB の審査が終了するまで (審査期間の満了を含む) 各機関は提案規制及び最終規制を公表することはできない。

規制の優先順位を決め、政府の規制プログラムの調整を向上させるために OMB に年次計画を提出する。

また、大統領令 12866 号では、以前の大統領令が OMB の審査を非公開としていたことに対して厳しい批判があったことから、OMB の審査手続を次の通り改善した。

新たなガイドラインの制定

提案規制に対する OMB の審査期間の設定 (90 日)⁴、OMB と規制担当機関の長との間で意見が一致しない場合の調整手続の制定

規制制定の結論に達した場合には、規制提案の審査の期間に OMB と規制担当機関との間で交わされた全文書の公開

調整手続中の規制の審査に関して OMB の担当官と連邦行政府以外の者との間の連絡手続を規定 (文書による連絡の原則、連絡文書の公文書記録 (Public Docket) への記載の関係機関への送付)

³ 「主要な規制」とは 1 億ドル以上の経済影響を持つと考えられる規制又は OMB が主要だと判断した規制が該当する。レーガン政権時代の行政命令 12291 号では、経済影響の規模に拘わらず全ての規制(年間 2,200)の審査を OMB に求めている。クリントン政権は、OMB が重要な規制と判断した規制(年間 500)のみに焦点を絞れば 40 人以下のスタッフでもより価値の高い評価が行えるとしている。

⁴ レーガン時代の行政命令は厳格な審査期限を設けておらず、中には何年間も判断の下されないままの規制提案もあった。

3) 英国におけるガイドラインの例

英国では、国民等に多大な負担をもたらす恐れのある提案規制に対して助言を与える機関として、RIU (Regulatory Impact Unit) という組織を内閣に設置している。このRIUの前身機関 (BRU ; Better Regulatory Unit) は規制インパクト分析のためのガイドラインを示しており、これに基づき規制インパクト分析が運用されている。

ガイドラインでは、分析の段階を 10 に分け、各段階毎に分析作業の指針を示している。まず規制の目的と効果を記述した上で代替案を設定し、各案の費用・便益の比較を行って最終的に提案する規制を示すことを求めている。代替案の設定では、ゼロオプションを考慮すること、公平性についても留意することなどを述べている。便益・費用の算出では、マジック道具の安全性規制という架空の算出例を交えながら、それぞれの段階での考え方、留意点等について述べている (表 2-4 及び表 2-5)。最後に各章の便益・費用による検討結果について、まとめと勧告を行い、最終的には担当大臣による署名により、規制インパクト分析が完結する流れとなっている。

表2-4 英国における規制インパクト分析のガイドラインの段階別記述内容及び記述例

段階	記述内容	記述例
1.名称の設定 (Title)	提案する対策の正式なタイトルの提示	マジック道具の安全性規制(1998年版)
2.規制手段の目的と効果 (Purpose and intended effect of measure)	i)課題と目的の設定 ・課題、問題点 ・影響を受ける主体、内容の検討	死傷事故が多発しているマジック道具(マジック「消える女性」で使用される洋服ダンスとイス)の一般への販売を禁止する。
	ii)リスク・アセスメント ・健康影響や環境アセスを行っている場合はそれらを活用 ・リスクのない規制はそれを明記する(公平性の確保や市場の育成のための規制など)	・1995年以降12件の死亡事故が発生(年間4件) ・年間で最低20件の重傷事故が発生
3.代替案設定 (Options)	i)代替案の定義 ・ゼロオプション等(“do nothing” or “do minimum”)の考慮	代替案1:特に新たな措置を講じない 代替案2:プロマジシャン以外への販売を禁止 代替案3:政府により国民全般に向けて警告と使用方法の教示を目的とした情報提供を実施
	ii)公平性又は公正さの検証 ・費用、便益の分布に留意 ・公平性に問題がある場合にはRIAに記録	公平性に関して次のような論点が考えられる。 ・少数の死傷事故発生を回避するため個人使用を禁じること ・マジック道具の展示により資金を得ている慈善団体・ボランティア団体への販売を禁じること ・自分では十分に察知することが出来ない危険に公衆をさらすこと
4.便益 (Benefits)	i)便益の特定化 ・便益の定義と帰属先の設定 ・間接的な便益の特定 ・二重計算の留意	死傷者が減少すること。
	ii)定量化と貨幣換算	代替案1:死傷する危険の軽減インパクト無し 代替案2:年間の死亡事故4件と重傷事故20件の発生回避 代替案3:死傷事故の半減
5.産業界、慈善団体、ボランティア団体のコスト (Compliance costs for Business, Charities and Voluntary)	i)産業への影響	・同製品の製造又は輸入に携わる国内企業約30社と製品を販売する50店舗に影響有 ・洋服ダンスの年間販売額は£550万(単価£100)、イスの年間販売額は極めて微少

表2-4 英国における規制インパクト分析のガイドラインの段階別記述内容及び記述例(続き)

段階	記述内容	記述例
5. 産業界、慈善団体、ボランティア団体のコスト (続き)	ii) 典型的な産業の費用	代替案 1 : 影響無し 代替案 2 : 洋服ダンス製造業者及び輸入業者 (1 業者当たり) 恒常経費(毎年発生) 年間合計 £ 7,000 ~ 9,500 当初経費(当初に一度限り発生) 年間合計 £ 5,500 ~ 7,500 小売業者 (1 業者当たり) 恒常経費(毎年発生) 年間合計 £ 5,000 ~ 6,000 当初経費(当初に一度限り発生) 発生しない
	iii) 総コストの算定	代替案 3 : 費用無し 恒常経費 : 年間 £ 0 ~ 53.3 万 (製造等(30 業者) : £ 0 ~ 25.8 万、小売(50 業者) : £ 0 ~ 20.6 万) 当初経費 : 年間 £ 0 ~ 20.6 万
6. 中小企業への影響の検討 (Consultation with Small Business: “ Litmus Test ”)	中小企業、小慈善団体、小ボランティア団体に対する代替案の影響を評価	輸入業者(従業員 10 人以下 : 2 社)、小売業者(従業員 5 人以下 : 1 社)、ボランティア・慈善団体(2 団体)に影響が及ぶ可能性があるが、全売上に対するシェアが低く影響が小さいこと、他のマジック用具の売上が期待されること、プロのマジシャンを雇用すれば慈善団体等も用具の使用可能性が確保できること等の定性的な理由により、影響は無いと判断。
7. その他のコストの算定 (Other Costs)	政府、自治体のコストを算定	代替案 1 : 影響なし 代替案 2 : 通商産業省(DTI)では立法準費の人件費として £ 10 万等発生するが、地方自治体では元々マジック道具の取引監視義務を負っており、大した追加費用総額とならない。 代替案 3 : 政府に年間 £ 75 万の費用が発生
8. 検討結果 (Results of Consultations)	RIA の準備段階で行った各種団体との協議の内容と結果について記述	・ 意見照会状を製造・輸入業者 30 社、マジック用具輸入協会、製品小売店(50 店中)20 店、慈善委員会に送付 ・ 輸入協会、慈善委員会、製造・輸入業者の半数、7 小売業者より意見回答があり、規制遵守費用の算出等に反映
9. まとめと勧告 (Summary and Recommendations)	各代替案について費用と便益を比較し、場合により純便益を提示	表 2 -9参照。
10. 施行、承認、モニタリングとレビュー (Enforcement, Sanctions, Monitoring and Review)	提案する規制の遵守を確実にするための仕組みと遵守しない場合の罰則の詳細を規定	・ 販売禁止規制は地方当局により実施、このための追加コストは発生しない見通し ・ この規制は地方当局の監督下に違反した業者に適用、違反者には最高で £ 5,000 の罰金 等

資料) 内閣府事務局 HP(<http://www.cabinet-office.gov.uk>)より作成

表2-5 英国 BRU(現 RIU)のガイドラインに示される「まとめと勧告」の記述イメージ

	予想される費用		予想される便益	
	代替案2	代替案3	代替案2	代替案3
産業	0～533,000 ポンド/年の 恒常経費の発生(徐々に 逡減する見通し) 0～18,000 ポンド の当初経費の発生	-	-	-
慈善団体	活動資金集め (Fund raising activities) への 潜在的インパクトの発生	-	-	-
市民	製品を私的利用する自由 の損失(徐々に逡減する見 通し)	-	4人/年の人命救出 20人/年の負傷者 減少	0～2人/年の人命 救出 0～10人/年の負傷 者減少
政府	8,500 ポンドの当初経 費の発生	750,000 ポンド の当初経費の発生	-	-

代替案1：現在の規制の維持

代替案2：プロマジシャン以外への製品の販売禁止

代替案3：政府により国民全般に向けて警告と使用方法の教示を目的とした情報提供を実施

資料)内閣府事務局 HP(<http://www.cabinet-office.gov.uk>)より作成

2 運用状況及び具体的事例

(1) 米国連邦政府における運用

AEI-Brookings 規制共同研究センターの Robert W. Hahn 所長と 4 名の研究員は、1996～1999 年の間に米国連邦政府が実施した規制のうち、

所得移転に関わらない規制

1 億ドルを超える費用又は便益を伴う規制

に該当しないが経済上重要な規制

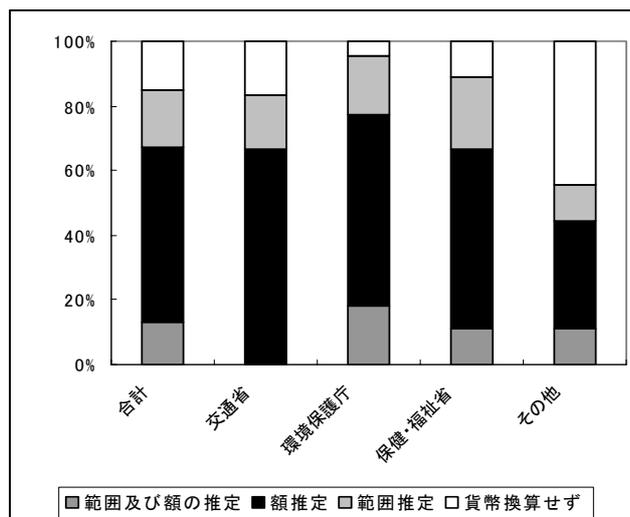
の 3 条件に合致する規制(48 件)に関する規制インパクト分析の実態について分析を行っている。以下その研究成果により米国連邦政府の取組状況を記述する。

1) 費用の分析

連邦政府では、前述の条件に該当する 48 件の連邦政府規制(以降、「分析対象規制」という。)のうち約 90%において費用の貨幣換算を行っている。また、分析対象規制の 3 分の 2 以上が額を提示しており、約 13%が額と推計幅の双方を提示している。特に、分析対象規制を多く提案している 3 機関(環境保護庁、保健・福祉省、交通省)では、費用を貨幣換算した例が多く、各機関とも 80%を超える。一方、その他の機関では、費用の貨幣換算化 63%と 3 機関に比べ低い水準に止まっている。

費用の内容別に見ると、規制遵守費用の貨幣換算を行っている事例が全体の 94%に達する。これに対し、規制の運用費など間接的費用は、約 3 分の 2 以上の規制で項目を示すものの、貨幣換算まで試みていない事例が多い。また、これらの費用の主な帰属先としては、生産者、連邦政府以外の政府(州政府等)、連邦政府が挙げられている。

図2-1 米国連邦政府機関による規制インパクト分析における費用の貨幣換算の状況



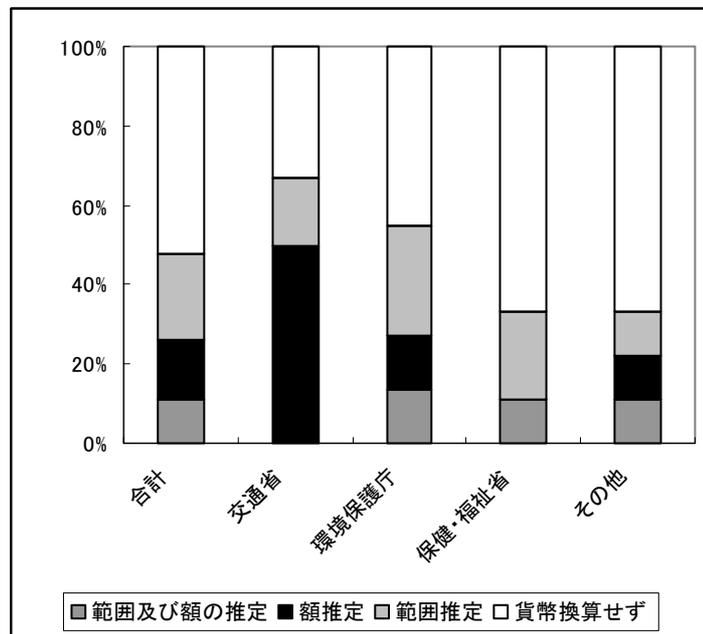
出典) "Assessing the Quality of Regulatory Impact Analyses" (AEI-Brookings 規制共同研究センター)

2) 便益の分析

分析対象規制の約96%において便益に関する記述がなされている。しかし、貨幣換算を試みた事例は半分に満たず、便益額を提示した事例は全体の28%に止まっている。便益額とその推計幅の双方を示すものは17%に過ぎない。この中で交通省、環境保護庁は、便益を貨幣換算した事例が5割を超えている。

便益の内容別に見ると、特定の便益については貨幣換算が多く試みられている。例えば、安全に関する便益をもたらす規制では83%、健康に関する便益をもたらす規制では54%において当該便益の貨幣換算が行われている。一方、公害削減の便益をもたらす規制では11%でしか当該便益の貨幣換算が行われていない。

図2-2 米国連邦政府機関による規制インパクト分析における便益の貨幣換算の状況



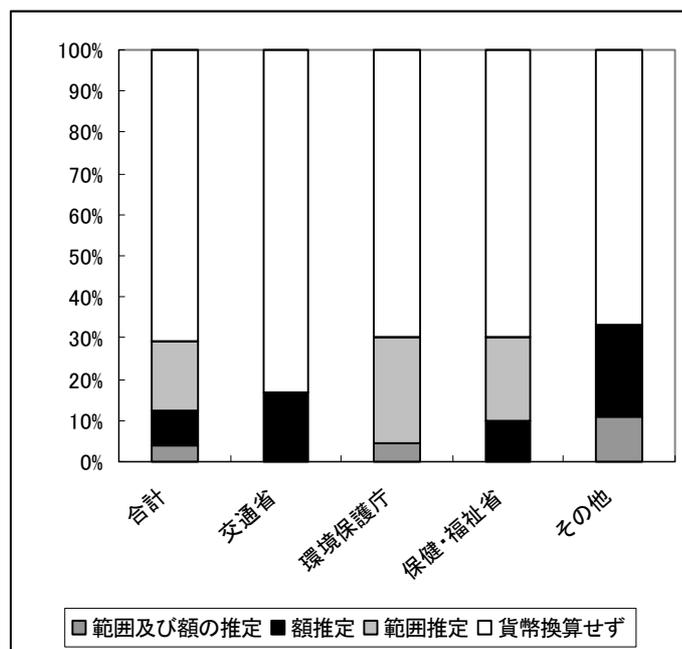
出典) "Assessing the Quality of Regulatory Impact Analyses" (AEI-Brookings 規制共同研究センター)

3) 費用と便益の比較方法

便益から費用を差し引いた純便益は、分析対象規制の約 28%でしか情報が記述されておらず、さらに額まで算出しているのはこの3分の1に限られる。残りの3分の2は推計幅を示すに止まっている。主要3機関のうち、環境保護庁、保健・福祉省ではほぼ同様の傾向にある一方で、交通省は純便益を算出する事例が他の機関と比べても少ない水準に止まっている。

また、費用と便益の双方を貨幣換算した規制の56%でしか純便益が算出されていない。純便益の算出が可能であるにもかかわらず算出しない理由は不明であるが、規制提案省庁が費用や便益の算出結果に自信がない場合や、純便益額がマイナスとなり公表に消極的である場合などが考えられる。純便益を算出した事例の4分の3は正の純便益額となっているのに対し、可能であるにもかかわらず純便益を算出しなかった事例を AEI-Brookings 共同研究センターが分析したところ3分の1しか正の純便益額とならない結果となった。

図2-3 米国連邦政府機関による規制インパクト分析における純便益の貨幣換算の状況

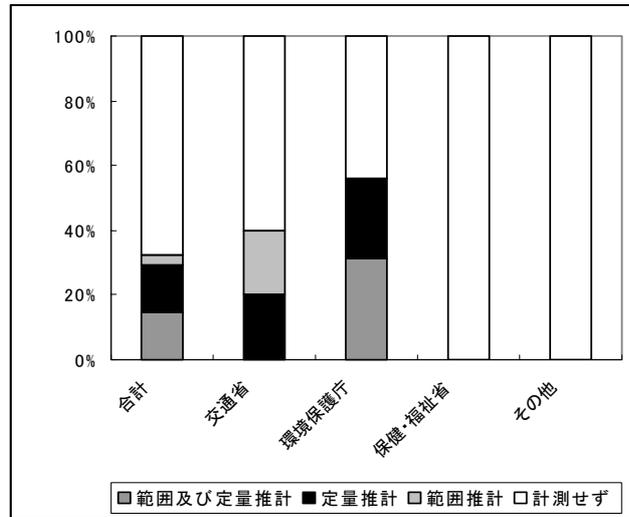


出典) "Assessing the Quality of Regulatory Impact Analyses"(AEI-Brookings 規制共同研究センター)

純便益以外に費用効果分析を用い、評価する事例もある。費用効果分析とは、貨幣単位以外の尺度で効果を計測して有効性を評価する方法である。純便益を算出していない分析対象規制の3分の1においてこの分析を行っており、この全てが交通省・環境保護庁によるものである。

純便益又は費用効果分析の何れかを実施した規制は全体の52%程度に止まっている。

図2-4 米国連邦政府機関による規制インパクト分析における費用効果分析*の状況



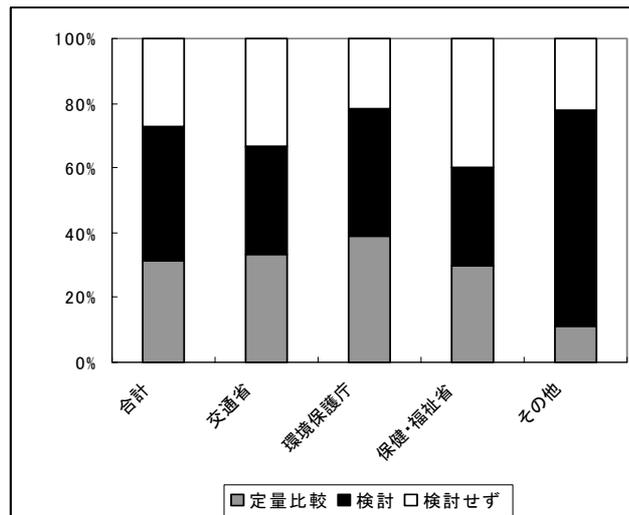
* 貨幣単位以外の尺度で便益を算出し、これで費用を除いた結果により効率性を評価する方法

出典) "Assessing the Quality of Regulatory Impact Analyses" (AEI-Brookings 規制共同研究センター)

4) 代替案の検討

連邦政府では、分析対象規制の3分の2以上において代替案の検討を行っているが、費用・便益の定量化まで行っている規制は4分の1に止まっている。特に、交通省、保健・福祉省、環境保護庁以外の機関で代替案について費用・便益の定量化を行っている事例はない。

図2-5 米国連邦政府機関による規制インパクト分析における代替案の検討状況



出典) "Assessing the Quality of Regulatory Impact Analyses" (AEI-Brookings 規制共同研究センター)

(以上、AEI-Brookings 規制共同研究センターの Working Paper より)

(2) 米国各州における運用

AEI-Brookings 規制研究共同センターの Robert W. Hahn 所長は米国各州における規制インパクト分析の実施状況、分析手法、審査等の状況についての研究を行っている。以下その研究成果により米国各州の取組状況を記述する。

1) RIA の普及状況

規制の評価は全米の過半数の州で実施されている。特に経済インパクト評価を実施する州は多く、全ての規制に対して同評価を実施する州は 27 州(55.1%)に及ぶ。一方で、費用便益やリスク評価の手法を用いる州は少ない。

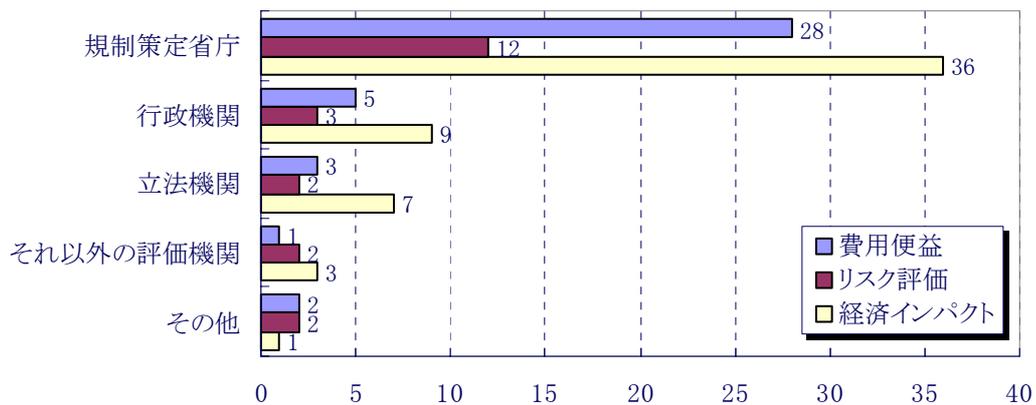
表2-6 分析の実施状況(評価種別)

評価要求の適用範囲	評価種別州数(総数 49 州)		
	費用便益	リスク評価	経済インパクト
全ての規制	10	4	27
選択された規制	7	4	10
一定額以上の費用影響のある規制	3	1	7
特定機関からの規制	2	4	5
評価機関の要請に応じて	11	6	17
その他または非実施	28	37	9

2) 評価主体の状況

規制評価の実施に責任のある機関として最も多いのは規制を策定する機関(以降、規制担当局)であり、規制評価を行う州の 6 割以上を占める。これは、規制を策定するにあたり最も情報量の豊富な規制担当局にその評価も実施させていることが背景にある。

図2-6 評価責任機関の数(分析手法別)



注) 州によっては複数有するため合計は 49 を超える。

3) 分析手法の傾向

①分析手法

各州が実施する規制インパクト分析（RIA）では次の分析手法が用いられている。

- ・費用便益分析
- ・費用効果分析
- ・リスク評価
- ・経済インパクト分析

最も多くの州で用いられている分析は経済インパクト分析であり、80%以上の州で実施されている。一方、費用便益手法は何らかの形での実施を含めても約40%の州でしか要求されていない。更に、リスク評価が要求される州は全米で4州に1州の割合に止まっている。

また、州によっては経済インパクトの一つとして財政へのインパクトについても分析を実施するケースもある。

<バージニア州の分析>

バージニア州政府は1994年に、それまで各当局にあった経済インパクト分析の実施責任をDepartment of Planning and Budget (DPB)に一元化した。このようにRIAを独立機関が集中的に実施する州は、米国国内ではバージニア州のみである。DPBによる分析では、

- ・影響を受ける産業の負担費用
- ・影響を受ける産業や地方政府の数

などについて主に分析している。

1995年9月から1997年4月にかけてDPBが実施したRIAにおいて用いた分析方法の内訳は表2-7に示す通りである。DPBの分析では、全体の55%の分析において費用又は費用削減の定量化が行われている。また、便益については、定量化又は貨幣化を行った分析は、それぞれ僅か5%と4%である。

以上の通り、バージニア州における分析では、費用又は費用削減については定量化が進んでいるものの、便益の定量化は低い水準に止まっている。また、便益が費用を上回るとされた評価実績が定量化・貨幣化された評価実績よりも多く、その大部分が定性的な分析によって、事業の効率性が判断されたものと考えられる。

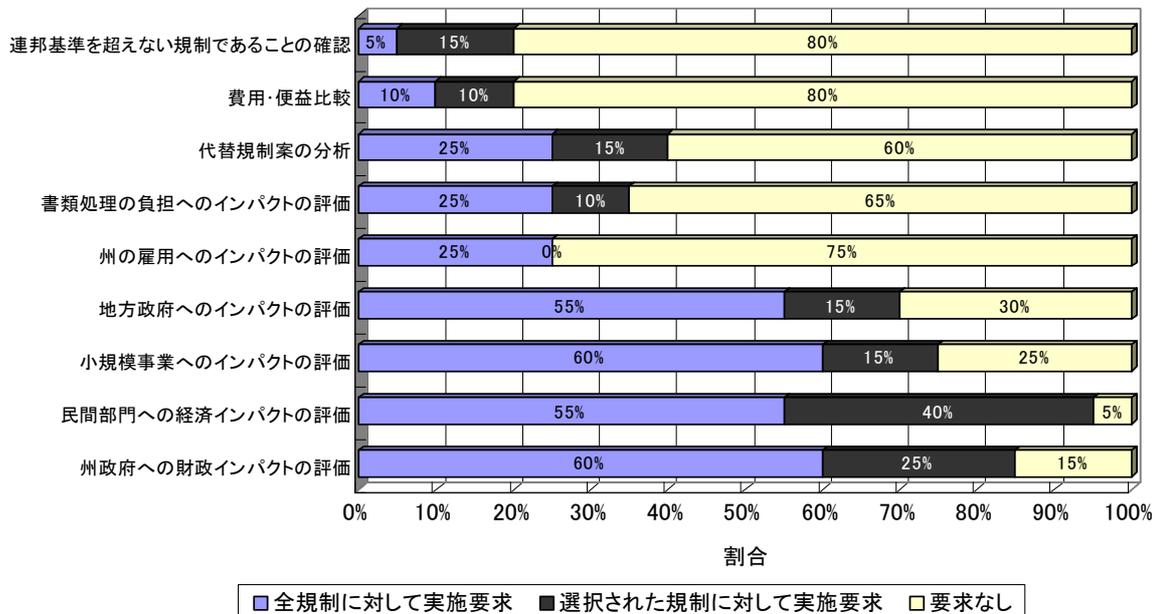
表2-7 バージニア州 DPB による RIA において用いた分析方法の内訳
(1995年9月～1997年4月)

分析方法		実績数(全体に占める比率)
費用削減	定量化	61 (55%)
	費用又は費用削減なし	32 (29%)
	費用又は費用削減あり	29 (26%)
	費用・費用削減に関する記述なし	50 (45%)
便益	定量化	39 (35%)
	定量化された便益	6 (5%)
	便益ゼロ	33 (30%)
	定量的便益に関する記述なし	72 (65%)
	貨幣化	37 (34%)
	貨幣化された便益	4 (4%)
	便益ゼロ	33 (30%)
	貨幣換算便益に関する記述なし	74 (65%)
(参考) 便益が費用を上回ると考えられる規制		50 (45%)

②分析要求項目

法律による規制の評価要求事項について 20 州の状況を見たところ、政府部門や経済分野へのインパクト評価を要求する州が多い。一方、費用・便益比較を要求する州は少ない。

図2-7 法令による要求事項の規制別割合(調査対象 20 州)



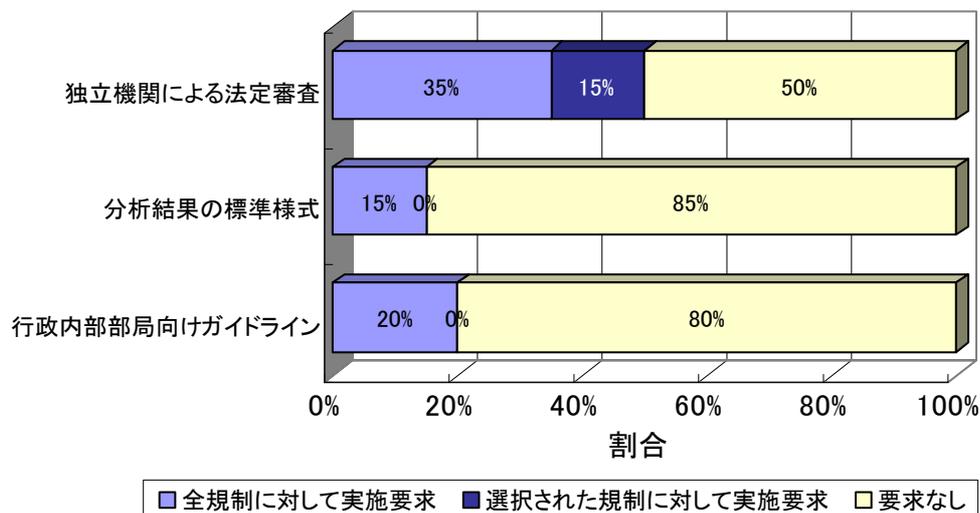
4) 審査制度の有無

多くの州においては規制が法律に対して整合しているかどうかの審査の他、経済分析の評価結果を審査する手続を設けている。この審査は、州議会内委員会が責任を負って実施するケースが多い。また、審査方法は、Office of Regulatory Reform 等の独立機関による法定審査を行う州、行政内部部局向けにガイドラインを示す州、分析項目を記入する標準様式を作成している州と多様である。

表2-8 審査機関を有する州の数

審査責任	対象規制	
	提案された規制	既存規制
州議会内委員会	27	17
独立評価機関	8	2
司法長官	13	5
その他	21	12
なし	13	26

図2-8 審査方法種別割合(調査対象 20 州)



5) 分析対象となる規制

州によっては、次のような基準を設け、分析対象とする規制の限定を行っている。

- ・一定額以上の経済インパクトがあると考えられる規制に対して実施(額は州によって異なる - 50 万ドル~1,000 万ドル)
- ・特定機関の規制に対して実施
- ・評価機関等からの要請に応じて実施

連邦政府では1億ドル以上の経済インパクトがあると考えられる規制に対して分析を実施するように要求しているが、該当する規制は提案される規制全体のわずか4%である⁵。財政上の関係からも、各州は一部の規制に対してのみの評価実施要求に止めるべきとの意見もある。

6) 既存規制の評価

調査対象の20州のうち18州が実施し、2州が実施していない。実施している州のうち12州では行政命令により、7州では法律により既存規制の評価が求められている(なお、ニューヨーク州では1995年に行政命令で行われたが、その後法律で実施を義務付けられたため両方にカウントされている)。また、定期的な再評価を求める州と一度のみの評価を求める州もある。行政命令を根拠法令とする州では一度のみの再評価を求める方が多い。しかしながら、制度上既存規制の評価を求めているものの、実際には評価が実施されないことが多く、大半の州が既存規制評価を義務付けたことの有効性が確認できていない。

表2-9 既存規制の評価例

評価例	実施州	内容	備考
定期実施	イリノイ州	5年に一度全規制の評価を実施	スタッフと予算の不足を理由に10年経過した後も最初の再評価が終了せず
サンセット条項	ニュージャージー州 テネシー州 インディアナ州	・一定期間経過後に法律や規則を自動的に失効させる条項 ・規制を継続するためには再度評価手続が必要	

⁵ 米国会衆国では、大統領が大統領令で各省庁の制定する規制を網羅的・統一的に評価を義務付けることは、憲法により大統領に与えられた権限を超えるものであり、これを違憲、違法とする議論もある。このため規制の対象を法律に抵触しない範囲に限定している。

7) まとめ

連邦政府同様、多くの州で規制の便益と同時に弊害も認識されるようになってきた。これを受け、過度の規制に対処するため既存規制や提案された規制を評価する経済分析が必要となり、いくつかの州において制度確立への動きが始まっている。特にカリフォルニア、ニューヨーク、フロリダ、バージニアの4州では規制インパクト分析（RIA）に積極的に取り組んでいる。

分析対象は州によって異なり、必ずしも全ての規制に対して行われているわけではなく、何かしらの条件を設ける対象とする規制を特定し実施している。この分析では、多くの州において、経済インパクトを中心とした分析を行っており、費用便益分析やリスク分析等を行っている州は多くない。また、その際に用いる分析手法は州により様々で一般化は困難であるが、多数の州で規制プロセスの改善により効果的で費用節減的な規制ができるようになったことが指摘されている。

この分析作業は多くの場合規制担当局自らにより行われる。しかし、分析の質向上のために、審査体制を確立し、更には、審査項目やガイドラインを提示することにより分析の適正さを確保する手続を併設する州も少なくない。

（以上、AEI-Brookings 規制共同研究センターの Working Paper より）

(3)カリフォルニア州における運用

1) RIA 導入の背景と目的

規制インパクト分析導入以前より、カリフォルニア州議会と州知事は、過度な規制や計画性に乏しい規制が州民の生活・経済活動に多大な負担をもたらし、カリフォルニア州の競争優位性を低めていると認識を持ち続けてきた。このため、カリフォルニア州では、規制インパクト分析導入以前より、政府に行政法審査局（Office of Administrative Law）を設置し、規制提案の審査を実施してきた。

しかし、同局は行政手続きや法律との整合性などの審査を行うものであり、審査の過程で州議会・州知事の要請に応えるような経済影響評価を行っていなかった。このため、貿易商務省に対し、州政府が提案する規制導入・変更の経済影響を評価し、これに関するコメントを提出する権限を新たに与えることとなった。これを受け貿易商務省は、提案規制の経済影響評価の審査業務を専門的に行う部署として、規制評価班（RRU：Regulation Review Unit）を省内に新設（1995年）した。これ以降、カリフォルニア州では、規制形成に際し経済影響の分析の実施が義務付けられている。

2) RRU の概要

カリフォルニア州では、州政府により導入・変更される規制提案の経済影響評価を審査することを目的に、貿易商務省（Trade and Commerce Agency）内に規制評価班（Regulation Review Unit）を1995年より設置している。

RRU は、規制インパクト分析実施のために次の役割を担っている。

新たに導入・変更する規制提案の規制インパクト分析を詳細審査する必要があるかどうかを判断するための簡易審査を実施する。

規制インパクト分析の必要性が認められた場合には、規制担当部局に対し所定のシートに従い詳細な規制インパクト分析を実施することを要求する。

規制を提案する担当部局が行った経済分析やその結論に対して評価のコメントを出し、規制により影響を受ける恐れのある個人・団体の提案規制に対する理解を促進する。

RRU の責務は以上に限定され、分析に基づく規制実施の可否の最終的な判断は、規制担当部局及び行政法審査局が判断することになる。

RRU 設置（1995年）時から1998年までの審査件数は1,816件、そのうち詳細審査が1,042件であった。

表2-10 カリフォルニア州の規制インパクト分析の運用

制度の内容	規制評価班 (Regulation Review Unit) を州貿易商務省内に設置し、州政府各部署が新たに導入・変更等する規制提案の経済影響評価を審査する。
創設時期	1995年 (創設時は時限設置、1998年1月より常設化)
RRUの業務	<ul style="list-style-type: none"> ・州政府各部署が新たに導入・変更等する規制提案の規制インパクト分析を詳細審査する必要性の有無を判断。 ・規制担当部署が実施した規制インパクト分析を詳細審査しコメントを提出 (RRU 自らは規制インパクト分析を実施しない。)
対象とする規制	規制に係わる全ての提案 (潜在的な経済影響が認められる規制は RRU が詳細審査を実施)
分析対象	経済影響・財政影響
分析手法	<ul style="list-style-type: none"> ・各影響の分析手法は次の通り。 経済影響：費用便益分析 (費用・便益とも算出し定量的な分析を実施。ただし、便益まで定量化する例は多くない) 財政影響：規制導入による地方政府・州政府・連邦政府の追加歳出額の推計 ・分析は所定のシートに従い実施。
実績	<p>実施件数：1,816件 (1995年12月～1998年) うち詳細実施 1,042件</p> <p>実施部署：・州の162の部署・委員会等が実施実績有り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施件数が多いのは公正政治実行委員会(126件/3年)、釣・狩猟委員会 (108件/3年) 等

資料) カリフォルニア州貿易商務省規制評価班資料より作成

3) RIA の実施手順

①規制制定手続と実施時期

カリフォルニア州では、規制制定の手続きにおいて、規制担当部局が作成を義務付けられる文書の一つを構成する「経済・財政影響の記述書」が規制インパクト分析に該当する。

カリフォルニア州政府における規制制定の手続きは、図 2-9 に示すとおり、パブリックコメントを中心に、パブリックコメントのための提案準備、パブリックコメントの実施、パブリックコメントを受けての最終検討の3段階から構成される。手続きでは、主に3つの観点（行政手続法への適合性、経済活動や財政への影響、パブリックコメントへの対応）から規制提案の妥当性が問われることになる。

規制担当部局は、この要求に従い、4つの文書（表 2-11）からなる規制提案用文書を最初に準備しなければならない。これに含まれる「経済・財政影響の記述書」は、規制提案の準備段階で作成されてから、行政法審査局による最終的な審査まで全ての段階で必要とされ、2回にわたり内容の妥当性が問われることになる。

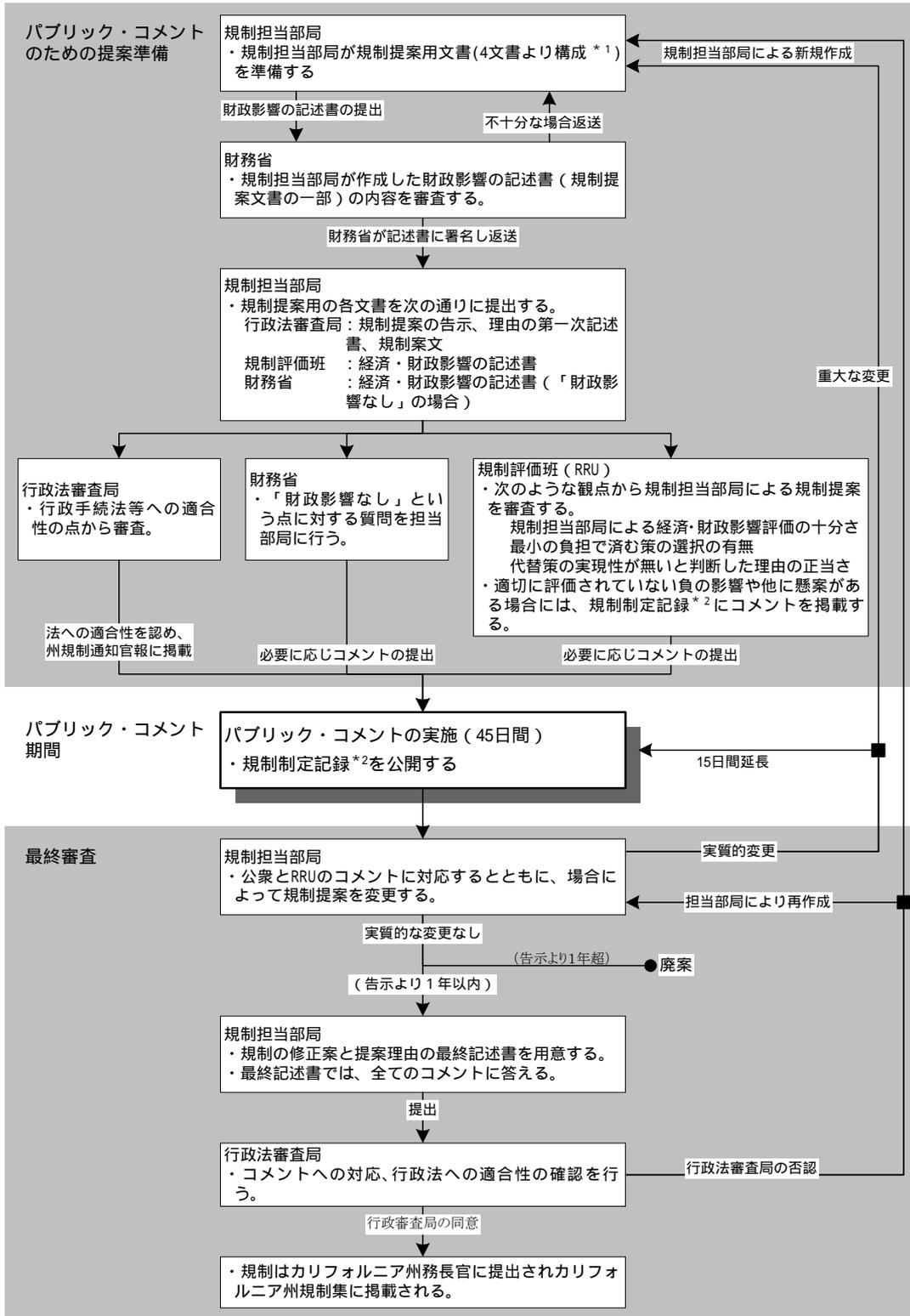
以上のとおり、カリフォルニア州では、規制インパクト分析は、規制担当部局及び規制を審査する行政法審査局が規制提案の可否を意志決定する際に単独で判断材料を提供するという役割よりも、規制提案の必要性・根拠を州民に示し、パブリックコメントを引き出すことによって規制の内容を適正なものにするという役割が重視されている。

表2-11 規制担当部局が準備する規制提案文書の構成

構成項目	記載内容	審査する部局
規制提案の告示	カリフォルニア州規制通知官報にて規制提案を公表するための文書	行政法審査局
提案理由の第一次記述書	規制を提案する根拠となる規制担当部局の価値判断を示した文書	行政法審査局
規制の案分	削除・新規の記述箇所を取消線・下線で示した、提案規制の内容を示す文書	行政法審査局
経済・財政影響の記述書	提案規制による経済・財政面への影響の要約を掲載した文書（定型の記入様式有り）	財務省 規制評価班 行政法審査局

資料)カリフォルニア州貿易商務省規制評価班資料より作成

図2-9 カリフォルニア州政府における規制制定の手続き



*1: 規制提案文書は4つの文書(規制提案行動の告示、提案理由の第一次記述書、規制案文、経済・財政影響の記述書)から構成される。各文書の記述内容は表2-11の通り。

*2: 規制提案に関する全ての文書がこれに含まれる。最低限の内容として*1に示した文書が含まれる。

資料) カリフォルニア州貿易商務省規制評価班資料より作成

②RRU のコメントと対応

RRU の規制インパクト分析に対するコメントは規制制定記録に掲載されパブリックコメントの期間中公開される。RRU は必要に応じて規制担当部局に対して分析手法や必要な情報の提供を行うが、RRU は提案を拒否する権限を有していない。

一方、規制担当部局は規制インパクト分析を自ら実施し、これに対する RRU のコメントに対応するとともに、場合により自らの判断で規制提案を変更する。

表2-12 RRU の指摘による変更の例

規制の内容(規制担当部局)	RRU の指摘及び担当部局の変更点
病院における無料受診者に関する報告に関する規制 (保健企画開発局：OSHPD)	必要なコスト推計が行われていない産業があることを指摘。それらのコストが州全域で 20～100 万ドルになると推計。 経済影響評価の追加と規制の実施時期の延期を助言。 規制担当部局は規制提案を取り下げ、1998 年 5 月により完全なコスト推計を行い再提出。
建設現場における安全性に関する規制の変更 (労働安全保健基準委員会：OSHSB)	業界から移動式の設備や作業場での規制遵守は現実的でないとのコメントが RRU と OSHSB に提出された。 RRU は、業界から提案された費用と便益を分析し、OSHSB に例外措置を促すコメントを提出。
不動産取引に関する書式や不動産評価資格の規制に関する規制の変更 (不動産評価局：The Office of Real Estate Appraisers: OREA)	分析内容が不明確で、かつ規制内容と整合していない部分も多かった。規制担当部局が RIA 実施後に管理体制の変更や職員の異動を行ったため、当時の OREA の職員には誰も RIA についての的確に説明できるものがいなかった。 RRU と OREA との協議の結果、内容の大幅な変更が行われた。
分譲区画地、仲介業者、販売業者に関する規制の改正 (不動産省：The Department of Real Estate: DRE)	RRU は、提案規制の案文に意味が不明確な箇所や平易な英語で書かれていない箇所があるとコメント。この規制案文では、不動産業界、仲介業者、販売業者は規制内容の解釈と遵守に不要な時間や費用が必要となると指摘。 DRE は RRU の指摘に従い提案規制を変更。

③分析

i) 分析結果の評価

RRU は州の規制制定法 (Rulemaking Law) に従い、規制インパクト分析 (RIA) を評価する。

ii) 分析の改善・質向上への取り組み

RRU は、分析の改善・質向上のために次のことに取り組んでいる。

規制担当部局の会合を定期的開催

規制担当部局に対しよりよい分析のための情報源や手法について助言

規制担当局向けにトレーニングセッションを実施

また、RRU では現在、提案規制の質的向上を図るため、規制担当部局と規制により影響を受ける個人・団体の会合機会を設定することを検討中である。

④パブリックコメントへの対応

i) パブリックコメント制度の概要

提案規制に対するパブリックコメントの募集は 45 日間実施される。この期間は必要に応じて 15 日間の延長が行われる。公衆は、この期間中に公表された提案規制に対し FAX 等も含めた文書又は口頭でコメントを提出する。また、最低一人の要求があればパブリック・ヒアリングが開催され、その場で公衆は意見を述べるができる。パブリックコメント制度はカリフォルニア州の法律で規定されており、行政法審査局が実施を担当している。このため、規制インパクト分析 (RIA) とは直接的には関連しない。規制インパクト分析は、このパブリックコメント制度に合わせて実施されるが、パブリックコメント制度の要求事項ではない。

ii) RIA に対するコメントの取扱い

パブリックコメント募集時に提案規制とともに RRU のコメントも公表され、公衆はそのコメントを参考に提案規制の是非を判断できるようになっている。

⑤RIA 導入の効果

提案規制の審査は、カリフォルニア州行政手続法 (CAPA ; California Administrative Procedure Act) の要求に違反する規制を事前に却下することが可能となった。この結果訴訟が回避され、年間 50 万 ~ 200 万ドルの費用節減が可能となったことが指摘されている。

これに対して規制インパクト分析 (RIA) 導入は、規制による州内産業の負担軽減という効果をもたらしている。具体的には、小規模産業の保護や規制の遵守による民間企業の費用および時間の節約である。

(4)建設政策に関する RIA の事例

1) 米国・英国における分析事例(概要)

米国・英国では、建設政策関連分野においても、建築基準に関する規制や有害な建設資材の使用等の制限などの規制を対象に規制インパクト分析(RIA)を実施している(表2-13参照)。これらの規制には、シック・ハウスに関する規制(連邦住宅都市開発省)、バリアフリーのための建築基準の変更(連邦アクセス委員会、英国環境交通地域省)といった近年我が国でも関心が高まっている規制が含まれている。

分析では、便益と費用を比較する手法が主に用いられている。費用については、規制の導入・変更に伴い行政・企業において新たに発生するコストを貨幣換算し、具体的に示す例が多い。一方、便益については、技術的な難しさ等の理由から、便益の内容・大きさに関する定性的な記述に留まる例が大半であり、定量的な分析を行い評価している例は少ない。

また、分析の実施主体である米国連邦アクセス委員会へのインタビュー調査によれば、規制インパクト分析は、規制導入・変更の是非を判断するよりも、導入・変更する規制の内容を改善することをより重視しているとのことであった。

表2-13 米国・英国における建設政策に関する規制インパクト分析事例

分野	分析事例(原文)	実施国(機関)	内容	分析手法				
有害な建設資材の使用等の制限	鉛を含むペンキによる害の公開規制 (Lead-Based Paint Hazard Disclosure Regulation)	米国 (住宅都市開発省)	・ 鉛を含んだペンキを使用した建物の修繕による健康被害の回避。	<ul style="list-style-type: none"> 費用便益分析を実施(対象は下記の通り)。 費用は貨幣換算するが、便益は貨幣換算せず、最終的な評価は定性的に実施。 <table border="1"> <tr> <td>費用</td> <td>民間企業の規制遵守費用 政府規制実施費用</td> </tr> <tr> <td>便益</td> <td>建物購入者・賃借人の行動選択適正化 建物修繕による健康被害の回避</td> </tr> </table>	費用	民間企業の規制遵守費用 政府規制実施費用	便益	建物購入者・賃借人の行動選択適正化 建物修繕による健康被害の回避
	費用	民間企業の規制遵守費用 政府規制実施費用						
便益	建物購入者・賃借人の行動選択適正化 建物修繕による健康被害の回避							
	金属製造業・機械製造業を対象とする排水制限ガイドライン、処理前基準及び新排水源達成基準(Effluent Limitations Guidelines, Pretreatment Standards and New Source Performance Standards: Metal Products and Machinery)	米国 (環境保護庁)	・ 金属製部品、金属製品、機械の製造工場の排水に対する技術的制限の創設(金属製品等の主要利用産業として住宅産業を例示)。	<ul style="list-style-type: none"> 費用便益分析を実施。 費用、便益ともに貨幣換算し、純便益を算出し評価。 				
建設基準に関する規制	障害を持つ米国人法に基づく建物・施設へのアクセス確保のためのガイドライン (American With Disabilities Act Accessibility Guidelines for Buildings and Facilities; State and Local Government Facilities)	米国 (アクセス委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ADAの対象となる州・地方政府施設の建設基準及び代替策を示すガイドライン(交通省・司法省向け)の提示。 対象となる具体的な施設は、裁判所立法府・規制機関、留置場・刑務所、住宅、公道の4施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 分析対象は、社会的効用、費用、利用者への影響、環境影響の4項目。 4項目のうち、費用の影響のみを定量的に把握。 影響は、現在の水準を設定、現在の水準とガイドライン導入後の水準の比較という手順により把握。 				
	児童公園のアクセス確保のためのガイドライン (Accessibility Guidelines for Play Areas)	米国 (アクセス委員会)	・ 児童公園設備のアクセス確保に関する基準のガイドラインの提示。	<ul style="list-style-type: none"> 分析対象は、費用、便益の2項目。 2項目のうち、費用の影響のみを定量的に把握。 影響は、現在の水準を設定、現在の水準とガイドライン導入後の水準の比較という手順により把握。 				
	1991年建築規制の新設住宅への適用拡大 (Extension of Part M of the Building Regulations 1991 to new dwellings)	英国 (環境交通地域省)	・ 障害者の訪問を可能にすること、障害者が自宅の中で動き易くすることを目的とした規制の新設住宅への適用。	<ul style="list-style-type: none"> 費用便益分析を実施。 費用は、規制に適合した住居設備設置の追加費用を予測し、これをもとに貨幣換算。 便益の内容及び受益者の想定は行おうが、貨幣換算は未実施。 				
	プレハブ住宅の耐熱に関する規格の調整 (Manufactured Housing Thermal Requirement)	米国 (農業省農村住宅サービス)	・ 住宅都市開発省(HUD)によるプレハブ住宅の耐熱規格の区分(州単位)を、農村住宅サービス(RHS、農業省所管)の気候区分(気温による区分)に基づいた区分に変更。	<ul style="list-style-type: none"> RHSの気候区分に基づいた規格区分の方が適切であることを、カリフォルニア州を例に提示。 定量分析、費用対効果的な分析は無し。 				

資料) ・ ・ : 連邦政府官報 (Federal Register) より作成
 ・ : アクセス委員会 (Architectural and Transportation Barriers Compliance Board) の報告書より作成
 : 環境交通地域省 (DETR) 資料より作成

2) 米国・英国における分析事例の詳細

①建築基準の変更に関する分析(カリフォルニア州)

< 提案内容 >

カリフォルニア州では、カリフォルニア建築基準委員会（CBSC: California Building Standards Commission）により、建築基準(Title 24^{*}: The California Building Standards Code)が3年毎に改正されている。最近では1998年に改正され、建築基準の全分類（11分類）がその対象となった。更に1999年に、安全性強化、障害者の利便性向上、耐震性向上等に関する基準について新たに改正が提案されている。

建築基準の改正は障害者の利便性向上など様々な政策目的から実施されるため、CBSCは技術的な観点から検討を行うのみで規制インパクト分析は各政策担当部局が実施している。上記の基準改正に伴い、1995～1998年にかけて32件の規制インパクト分析が簡易実施されている。1999年の改正では、提案された全ての建築基準を対象に、網羅的にかつ簡便に、基準変更によるインパクトが分析されている。各政策担当部局の分析では、規制による費用増加等の経済影響の発生可能性は示されているものの、定量的な把握は行っておらず、定性的な記述を行うに止まっている。また、便益についての記述は全くされていない。これらの複数の分析の一般的特徴をまとめると表2-14に示す通りになる。また、このうち、比較的詳細な分析を行っている「公共建造物・公共宿泊施設・商業建築物・公的資金による建造物への利便性（PART2 Chapter 11B）」のSection 1134Bに係る建築基準の変更（1999年改定）の具体的分析結果（要約）を示す（表2-15）。

表2-14 建築基準関係の改正に係る分析の一般的特徴

RRU の分析シートの項目		建築基準改正分析の全体的特徴
A 経済 影響	1.民間部門における費用	「個人・業務への影響」「住宅への影響」の2つに簡略化し有無を記述 影響ありの場合には「現行の規制が緩和されるため遵守費用が減少」等のコメントを付加
	2.遵守費用の推計	公的セクターの影響の有無のみ
	3.便益の推計（義務付けはなし）	記述なし
	4.代替案の検討（義務付けはなし）	規制の代替案の有無を記述
	5.大企業への影響	記述なし
B 財政 影響	1.地方自治体への影響	費用面への影響の有無のみ記述
	2.州の財政への影響	費用面への影響の有無のみ記述
	3.連邦の州政策基金への影響	費用面への影響の有無のみ記述 学区への影響の有無を記述
結 論	逆インパクトがないことの証拠を示す項目により、影響なしを確認	

⁹ Title 24 はカリフォルニア規制集(California Code of Regulations)の 26 タイトルのうちの一つである。

< 分析 >

表2-15 既存建造物の利便性の建築基準変更のインパクト分析の結果(要約)

分析項目		結果
変更内容		歴史的建造物を含む既存の建物の改築、補修、変更や増築に関する規定で、構造上のバリアを取り払うことや既存建造物や関連設備への利便性を提供および維持するための最低基準を定める。
変更理由	問題点	California Building Code (CBC) Section 1115B.2 に「健常者に男女別々の設備が提供されているところでは身体障害者にも同様の措置がなされなければならない」という規定があり、これによれば、身体障害者に対しても男女別々にトイレを設置する必要があり、一つのユニセックストイレの提供は禁止されているとの解釈もされうる。 新しい施設ならば問題ではないものの既存の建物内に複数のトイレ設備を提供するのは不可能な場合が多い。CBC の規定に応じることが事実上困難な場合には免除申請をしなければならない。しかし、一つのユニセックストイレを設置できるならばトイレ設備へのアクセスは確保されることになる。
	目的	既存建築物内に複数のトイレを設置することが技術上不可能な場合一つのユニセックストイレの使用を認めることを目的とする。
	必要性	技術的に複数トイレ設置が実現困難である場合にはユニセックストイレを認めている Americans with Disabilities Act Accessibility Guidelines for Buildings and Facilities (ADAAG) との整合性を確保する必要がある。
	特殊技術	なし
	関連文書	Americans with Disabilities Act Accessibility Guidelines (ADAAG)
	規制の代替策	なし
	ビジネスへの逆インパクトを緩和した代替策	なし
	逆インパクトがないことの証拠	この建築基準の採用により複数のトイレ施設がない場合にも合理的なレベルでのアクセスの良さを提供でき、CBC に沿った場合のコストを削減することができる。
	地方機関・学区に与えられた権限	なし
費用面への影響	地方自治体：あり 州政府：あり 州プログラムへの連邦基金：あり 学区：あり (注：費用増加額、具体的な費用の算出方法等の記述は無し)	
結論		CBC に対する変更は、ビジネスへの経済的インパクトを増加させることはなく、現行の CBC 規定により課せられた現在の経済インパクトを減少させると考えられる。

資料) カリフォルニア建築基準委員会資料より作成

< 評価の特徴 >

この建築基準の変更に関する規制インパクト分析の特徴として、次の4点を挙げる
ことができる。

網羅的な見直しのため、経済的なインパクトについては、基本的には Yes/No
(None) での記述となっており、チェックリスト的な構造となっている。

RRU の分析シートとの比較を行った場合、コストに関する部分について、公
的セクター（地方政府、州政府、州プログラムへの連邦基金、学区）を中心に
記述している。

民間部門については、「個人、ビジネス」「住宅」の項目であり、RRU のシー
トよりも簡便になっている。

Rulemaking Law は貨幣換算を義務付けているわけではない（この点は RRU
の分析シートに明記しており、貨幣換算を推奨しているに過ぎない）。このた
めか、CBSC の分析においても便益の項目がなく費用中心の記述となっており、
費用と便益の比較を行っていない。

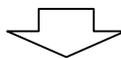
< 提案後の進捗状況 >

i) 建築基準委員会による変更

建築基準の変更は The Monograph of Code Change Submittals for 1999 という文
書により提案され、建築基準委員会の場で議論された。この結果、変更提案はアクセ
ス委員会の提言により初期の分析に改訂が加えられ、健康・安全規制に適合するもの
となった。具体的な変更点は、障害者用のトイレを“建物に一ヶ所設ける”から“各
階に設ける”というものであった。

(当初の文面)

Where both the alteration of existing restroom facilities and the installation of
multiple single-accommodation toilet facilities are technically infeasible, one (1)
single-accommodation toilet facility is permitted. Such a facility shall meet the
requirements of Section 1115B.7.2.



(改訂後の文面)

Where it is technically infeasible in the area of alteration to comply with the
alteration of any existing restroom facilities and the installation of separate sanitary
facilities for each sex, then the installation of at least one unisex toilet/bathroom per
floor being altered, located in the same area as existing toilet facilities, will be
permitted. Such a facility will meet the requirements of Section 1115B.7.2.

ii) パブリックコメントの募集

建築基準委員会による修正後、9月～10月下旬にかけてパブリックコメントの募集が行われた。ここでは、当該変更に対しては3つのコメントが寄せられた。以下にその概要を示す。

《パブリックコメントの主な内容》

[賛成]

- ・建築物の所有者への負担を軽くするとの観点から支持できる。
- ・表現の訂正(委員の1人から提出されている)

[不支持]

- ・健康・安全規制に反している

(具体的内容)

- ◆ この条項では、設置されているトイレ施設の数に拘わらずユニセックストイレは1つで良いことになっており、公益に反する。
- ◆ 障害者のトイレ設備へのアクセス不備により公共が負担する費用は相当なものとなる。
- ◆ ユニセックストイレは1つの階当たり1つで良いと解釈でき、その階の広さを考慮に入れていない。

パブリックコメント終了後、プロセスとしてはCBSCの委員会で最終決定することになる。しかし1999年11月および2000年1月の委員会は延期されている。

②遊戯公園のバリアフリー化(米国連邦政府)

< 提案内容 >

米国連邦政府のアクセス委員会 (Access Board) は、障害を持つアメリカ人法 (ADA ; American with Disabilities Act) 及び Architectural Barriers Act に規定される遊戯施設のアクセシビリティ・ガイドラインを策定することを発表した。この一環として合計 25 万カ所あるプレイエリアにおけるアクセシビリティの確保を行うための規制提案が行われた。この提案規制では、「地面から直接乗り降りできる遊具の数は敷地内の遊具の半分以上にしなければならない」、「車椅子の人が通ることができる通路の数や幅、傾斜路の角度の基準」等の内容を定めている。この提案は、以降に示す規制インパクト分析の手続を経て 1998 年 4 月に施行されている。

< 分析 >

i) 費用分析

ここでは、典型的な例として大型・中型・小型の遊戯公園を設定し、それぞれの場合に、提案規制の導入により発生する費用を推計している。推計に際しては、特に新たな措置を講じない場合の整備費用に対して種々積算を行うことにより費用を算出している。ここでは中型の遊戯公園の一般例 (例：小学校運動場の遊具) による算出結果を簡単に示す。なお、対象となる公園の箇所数は明示しているものの、全米での合計値は算出していない。

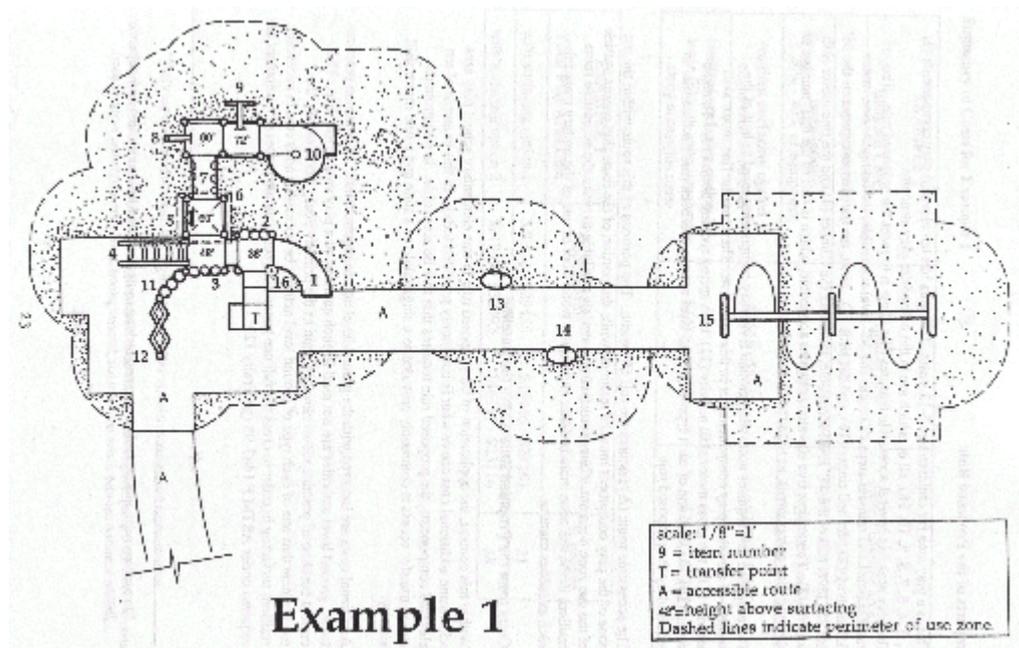


表2-16 中型公園の費用推計(内訳)

費目		提案された規制	現行の基準ライン
設備		14,585 ドル	11,722 ドル
取り付け 設備の 20 ~ 40%		2,917 ~ 5,834 ドル	2,344 ~ 4,689 ドル
弾力性 のある 表面	代替案 1 : 強化ウッドファイバ	2,618 ~ 8,736 ドル	2,380 ~ 7,950 ドル
	代替案 2 : アクセスルート沿いに単一材料で粗く敷きつめた表面	4,435 ~ 12,173 ドル	2,131 ~ 6,705 ドル

表2-17 中型公園の遊技場全体の費用推計

遊技場の全体費用	提案された規制	現行の基準ライン	変化率(%)
表面代替案 1	20,120 ~ 29,155 ドル	16,446 ~ 24,361 ドル	21
表面代替案 2	21,937 ~ 32,592 ドル	16,197 ~ 23,116 ドル	38

ii) 便益分析

費用分析では遊戯公園を大中小に分類し費用を算出しているが、便益分析ではこれらを一括し定性的な分析を行っている。ここで分析対象とした便益は次の2つである。

障害者等の公民権の遊戯公園への拡大
子供の発育を社会化

iii) 結論

規制の導入により、設置費用は確実に増加する。しかし、維持管理、安全性、アクセシビリティが効率的になるように遊戯公園のデザインと計画を注意深く策定することにより、費用の増加を基準となるデザインの場合の 21 - 38%以内に抑えることが指摘されている。例えば、遊戯公園のデザインに現状の地形を生かすことにより、遊具の立体化やアクセシビリティ向上にかかる費用を減らすことは十分に可能であることが指摘されている。

ADA に沿ったこの規制の便益は相当大きいと判断され、最終的にこの提案規制は 17 の機関による協議の上の折衷案として合意に達している。

< 評価の特徴 >

このバリアフリーに係る規制導入に関する規制インパクト分析 (RIA) の特徴として次の3点を挙げることができる。

費用分析において、典型的な公園 (大・中・小規模公園) を新築する場合を想定し、本規制により影響を受けると考えられる費用を見積もる形で算定している。具体的には、規制が行われなかった場合 (ベースライン) に対しての整備費用の増加分を算定している。

公民権が公園にも拡大されたことを受け、ADA の理念の実現を第 1 の便益と位置付けている。このことは米国において ADA に保証された公民権の確保が義務となっていること（逆に言えば、やるべきか否かの判断は必要なく、事前評価の必要性は小さいこと）が背景にあるためと考えられる。このため、費用をいくらかけても必要なものは作るとの考え方に立っており、本分析においても規制の可否ではなく、規制のコストが合理的な範囲に収まる証拠を示し規制の実施が実行可能であることを確認することが目的となっている。

分析に用いた手法自体は、建設分野での一種の積算であり、前提を整理すれば新たなデータや手法を必要としない。このような規制に加え、さらに既存の公園への影響や全体数の推計を行うなどの発展方向が考えられる。

③乗用車・軽トラックに装備されたセンター・ハイマウント・ストップランプの長期的効果(米国連邦交通省)

< 提案の内容 >

センター・ハイマウント・ストップランプ(CHMSL)は、1986年モデル以降のすべての乗用車および1994年モデル以降のすべての軽トラック(ピックアップトラック、バン等)に装備することが「連邦自動車安全基準108」によって定められている。この規制の目的は、後方のドライバーに注意を促す効果があるCHMSL(ブレーキランプ)の装備を自動車に義務付けることにより、後方から別の自動車に追突されるのを防ぐことである。

< 分析 >

i) 影響の把握

1986年から1995年にかけて、乗用車におけるCHMSL(ブレーキランプ)の効果に関するデータ(州警察報告の衝突データ)が8つの州(フロリダ、インディアナ、メリーランド、ミズーリ、ペンシルベニア、テキサス、ユタ、バージニア)において収集された。連邦交通省はこのデータをもとに追突事故減少率を算出し、当該規制導入後の効果の検証を行っている(追突事故の減少率の算出方法は図2-10に解説)。

図2-10の通り、規制導入の初期段階ではランプは追突事故の防止に大きな効果を上げている。特に1987年、1988年にはそれぞれ8.5%、7.2%の減少を記録した。CHMSL(ブレーキランプ)装着車は非装着車と比較して、1989年～1995年の平均で4.3%事故が減少しており、CHMSL(ブレーキランプ)は追突事故防止の効果をもつと結論に至っている。

図2-10 CHMSL装着の規制導入後の追突事故減少率の推移

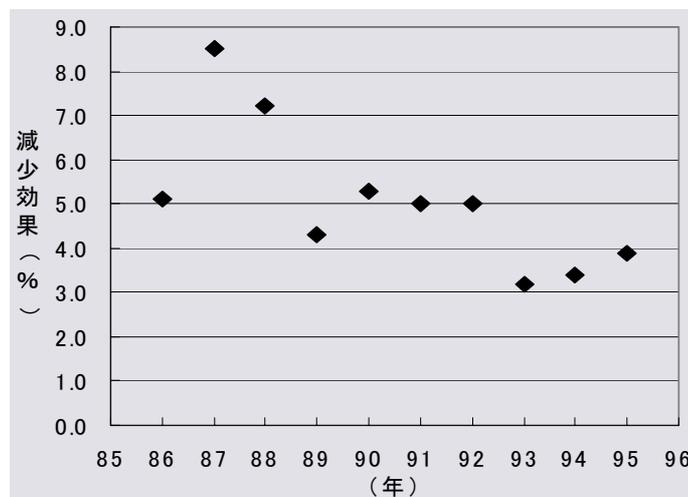


表2-18 CHMSL 装着車の追突事故減少割合(対非装着車)

年	追突減少率(%)	信頼区間(%)
1986	5.1	2.5-7.7
1987	8.5	6.1-10.9
1988	7.2	4.8-9.5
1989-95	4.3	2.9-5.8

【算出方法】

CHMSL 装着車と非装着車が追突事故に巻き込まれる比率

	追突事故	その他の事故
CHMSL なし	N_{11}	N_{12}
CHMSL あり	N_{21}	N_{22}

$$\text{追突事故の減少割合} = 1 - \frac{N_{21}}{N_{11}} \bigg/ \frac{N_{22}}{N_{12}}$$

< 例：1987年フロリダ州の事故数 >

	追突事故	その他の事故
CHMSL なし	6,773	22,959
CHMSL あり	7,161	25,989

$$1 - \frac{7161}{6773} \bigg/ \frac{25989}{22959} \doteq 0.066$$

つまり、フロリダ州では1987年にはCHMSL装着車は非装着車に対して6.6%追突事故に巻き込まれる割合が少なかったことになる。

資料) 米国連邦交通資料より作成

ii) 便益の推計

連邦交通省は、追突事故の減少率が4.3%で推移した場合、年間の追突事故はおよそ20万件、負傷者は約6万人減少し、さらに対物損害の回避は6億5,500万ドル分になると推計している(1ドル=112.4円：平成11年1月～12月の平均値)。一方、費用は一台当たりの平均装着費用はおよそ13ドル60セント(一部のトラックは50%割高)であることを考えると年間合計2億600万ドルであり、金額で示せる部分のみで年間4億5,000万ドルの純便益が生み出されると計算している。

表2-19 CHMSL 装着により回避された損害

	警察への報告あり	警察への報告なし	合計
回避された衝突(千件)	92 - 137	102	194 - 239
回避された負傷(千人)	43 - 55	15	58 - 70
回避された対物損害額(千ドル)	-	-	655,000

④建築基準パート M の新築住宅への拡張(英国)

< 提案内容 >

この提案は、建築基準パート M を改正し、この規制の対象を新築住宅へ拡大させ、

- ・ 障害者の訪問を可能にすること
- ・ また、高齢者となり身体的機能が低下してもより長く住み続けることができるように施設を整備すること

を目的とするものである。具体的には、「玄関口への階段をなくす」、「内部ドアと通路を幅広にする」、「玄関や居間と同じ階にトイレを設置する」等の基準を提案している。なお、分析においてはプランニング等で誘導する方策も代替案として記述されているが詳細な分析は行われていない。

< 分析 >

i) 便益を受ける対象者数

この分析では、当該基準の変更により、次の国民層が便益を受けると想定している。

表2-20 便益を受ける対象者数

カテゴリー	人数(世帯数)
移動障害者、視覚障害者、又は65歳以上の高齢者	940万人(高齢者830万人+障害者230万人 - 高齢の障害者120万人)
幼児(5歳以下)のいる家庭	170万世帯(幼児330万人、全て2人兄弟と仮定)
妊婦	49万人
合計	約1,100万人

ii) 便益の例示

この分析では、i)で示した国民層が受けるであろう便益の例を下記の通り示している。ただし、これらの便益を貨幣換算など定量化する試みはなされていない。環境交通地域省の規制担当局(建築規制部)へのインタビュー調査によれば、大蔵省から受益者の規模の算出は求められたが、便益の定量化まではどこからも要請されなかったとのことである。

表2-21 規制による費用節減額(便益)

便益項目	便益の内容
施設ケア費用節減	高齢者が自宅に住み続ける期間を延長することにより、施設ケア費用を1人当たり年間1万4000ポンド節約できる。(1ポンド=183.8円:平成12年1月~12月の平均値)
治療費節減	住宅内の階段転落事故(毎年500人死亡、25万人負傷)を減少させることにより、例えば腰を痛めると2週間で1800ポンドかかる治療費を節約できる。

iii) 1軒当たりの追加費

この分析では、当該基準の変更により、個人住宅で1家屋当たり約900～1500ポンド、公共住宅で約800～1300ポンドの費用が増加すると予測している。

表2-22 新たに提案した基準による1家屋あたりの追加費用予測(一部)

新たに提案した基準	1家屋ごとの追加費用予測額	
	個人住宅	公共住宅
住居への傾斜(水平)路	少額	既存
水平な敷居	100 - 175 ポンド	既存
玄関と同階へのトイレの設置	835 - 1320 ポンド	835 - 1320 ポンド
ドアや転回スペースの拡幅	少額	少額
アクセス容易なスイッチとソケットの設置	少額	少額
合計	935 - 1495 ポンド	835 - 1320 ポンド

iv) 結論

この分析では、1997年の着工件数を基に、年間の総追加費用を戸建住宅全体で年間3,760万～6,130万ポンド、集合住宅全体で年間160万ポンドに達すると推計している。

更に、この合計値(3,920万～6,290万ポンド)を1997年の総住宅建設費用(79億8,700万ポンド)と比較すると、当該基準の変更に伴う追加費用は全体の0.5 - 1.0%程度に止まることを示している。

先に示した数の受益者(約1,100万人)が、例示された便益などに利益性、アクセシビリティ、社会性の向上等の潜在的な便益も享受することを考え合わせた上で、費用と便益とのバランスは妥当であるとの最終的判断を環境交通地域省の大臣が示している。

表2-23 建築基準パートMに新築住宅への拡張に伴う総費用

(民間住宅)

住宅のタイプ	水平な入口	入口と同階のトイレ	1軒ごとの費用(ポンド)	1年の総費用(ポンド)
2 寝室	-	-	935-1495	2310-3690 万
3 寝室	-	少数	100-175	540-940 万
1 寝室及び 4 寝室以上	-	既存	100-175	470-830 万

(社会住宅)

住宅のタイプ	水平な入口	入口と同階のトイレ	1軒ごとの費用(ポンド)	1年の総費用(ポンド)
2 寝室	既存	-	835-1320	440-670 万
3 寝室	既存	既存	予測なし	予測なし
1 寝室及び 4 寝室以上	既存	既存	予測なし	予測なし

<評価の特徴>

この建築基準の変更に関わる規制インパクト分析の特徴として次の4点を挙げる事ができる。

1. 便益については、貨幣換算と総便益の算出までは行っていないものの、具体的な数値を用いて便益の例示等を行っており、定性的な文章表現のみよりもより具体的で分かり易い記述となっている。
2. 費用については、1軒当たりの追加的な費用を幅をもって設定している。
3. 費用の原単位と住宅数をもとに総追加費用を算出し、さらにそれらを総費用と比較することにより、この規制導入による追加費用が全体のわずか 0.5 ~ 1.0%にすぎないことを示している。
4. また、既存の家屋修理助成システムに対して、新しい規制は影響を与えない(既存の補助金を削減するものではない)ことについても示しており、既存の制度との整合性を記述している。

また、住宅・建築統計など既存の統計データを中心に用いており、日本においても同様の分析を行うことは比較的容易と考えられる。便益についても具体的に記述されており、一定の前提を置けば貨幣換算も可能であると考えられる。

⑤認定建築検査人の消防当局との協議に関する規制変更(英国)

< 提案内容 >

本規制変更の主旨は、1985年の建築規制のRegulation11に変更を加え、認定建築検査人(AI)が建築審査の際に行う消防当局との協議を、地方自治体と同様に増改築等の場合にも義務付けようとするものである。

< 分析 >

i) 代替案

この分析では、3つの代替案を示している。

(1)1985年規制のRegulation11に変更を加えない。

(2)Regulation11に変更は加えないものの、地方自治体が火災防止法第16条によって義務付けられている消防当局との協議と同じ範囲で、AIにも消防当局と任意協議するよう指導する。

(3)Regulation11を改正する。

ii) 便益

この分析では、地方自治体とAIの審査における消防当局との協議を一貫性あるものにする事で、AIの検査を受けて建築物が完成した後に、火災防止法に適合するよう改築を命ぜられるリスクが減少する便益が発生するとしている。ただし、便益の定量化は行っておらず、逆に定量化のための提案をパブリックコメントで求めている。

iii) 遵守費用

規制遵守費用はAIとAIの顧客に発生すると想定している。各代替案の想定費用は次に示す通りとしている。

代替案1

遵守費用は生じない。

代替案2

AIの対応の程度により代替案3の遵守費用に近づく。

代替案3

この代替案の遵守費用は以下の通りである。

AIが消防当局との協議義務を遵守するため事務手続きを改正する費用(当初1回限り)

協議に備え情報や計画を収集するために使う追加時間

コピーや郵便などの人件費以外の追加費用

消防当局との協議に要する追加時間

消防当局の見解を施工主に伝達する費用

AI は追加費用を顧客に転嫁するが、その額はそれほど大きなものではない。こうした費用は建築物所有者が完成後に消防当局から改築等を求められる事態を回避できるメリットと相殺できるものであるとしている。便益と同様、費用についても定量化は行われず、定量化のための提案をパブリックコメントで求めている。

iv) その他の費用

代替案 3 では改正規制の準備及び公布のために政府に必要な費用は 1 回限りであり、その額は 1 万ポンド以下であるとしている。

代替案 2 と 3 では、消防当局が幅広くかつ多数の建物の火災安全性に対して判断を下す必要が発生する。しかし、こうした費用は大部分が従来から負担されているものであり、また建築の初期段階で設計や構造を熟考することで後に消防当局に発生する費用も節約できるとしている。消防当局に生じる費用については定量化は行われておらず、定量化のための提案をパブリックコメントで求めている

v) パブリックコメントの結果

関係機関・企業にコメントを求める文書が 1999 年 6 月 14 日に発行され、1999 年 9 月 10 日までコメントの募集を行っている。

vi) 要約及び勧告

代替案 1 については、遵守費用は発生しないものの便益も生じない。不適格建築の増加が消防当局の行う業務を増大させ国民負担を増加させる危険性が指摘されている。

代替案 2 については、代替案 3 と同様の便益費用となるものの、消防当局との協議が任意であるため AI によって協議の実施に差が生じるという問題点が指摘されている。

代替案 3 については、最も効率的で公正なものである。少額の遵守費用が施工主に発生したり、AI が消防当局の見解を伝達する際に発生する可能性がある一方で、対応が非常に困難となった時点になって消防当局から建築工事の変更を要求させるリスクを回避できる便益が発生するとされている。

以上の見解を示した上で最も勧められる策として、代替案 3 を提案している。

< 評価の特徴 >

この規制変更に関わる規制インパクト分析の特徴として次の 3 点を挙げる事ができる。

規制を実施するにあたって、多くの関係団体・機関に意見照会を行っており (p.57 参考資料参照) 米国のパブリックコメントが公募型であるのに対して、このケースでは公募に加え、規制担当部局が主体的な働きかけを行っている。

パブリックコメントの中で、便益や費用の算定方法などコメントを期待する事項を明記して規制提案や規制インパクト分析の内容についてのコメントを求めている。

《具体的コメントを求めた事項》

- ・ AI が消防当局との協議を義務付けられる建築物の指定用途の範囲を広げることについて。
- ・ AI が消防当局の意見を求めなければならない状況を改正することについて。
- ・ AI による最初の公式相談の時期を明確化すべきかどうか。明確にすべきであるならばどのような方法によるべきか。
- ・ 修正通知がなされる場合に AI に再度消防当局と協議することを義務付けるように Regulation11 を改正することについて。
- ・ AI の消防当局との協議義務付けをパート B 全体に拡大適用することについて。
- ・ 消防当局との協議義務付けによる AI の費用増加について。
- ・ Regulation11 は消防当局が見解を文書化するように定めるべきかどうか。
- ・ Regulation11 は、AI が消防局の見解を現場担当に渡すように規定すべきかどうか。
- ・ 便益と費用の定量化手法について。

便益及び費用は定性的な記述が中心である。規制を遵守するために必要となる時間や労力について言及はしているものの、具体的な時間数の設定などは行っていない。

(参考資料) 認定建築検査人の消防当局との協議に関する規制変更における意見照会先リスト

- ◆ Airport Operators Association
- ◆ Alliance of Construction Product Suppliers
- ◆ Approved Inspectors
- ◆ Architects Registration Board
- ◆ Architecture & Surveying Institute
- ◆ Associated Offices Technical Committee
- ◆ Association for Environment Conscious Building
- ◆ Association for Specialist Fire Protection
- ◆ Association of British Insurers
- ◆ Association of Builders Hardware Manufacturers (ABHM)
- ◆ Association of Building Engineers (ABE)
- ◆ Association of Consultant Architects
- ◆ Association of Consulting Engineers
- ◆ Association of Corporate Approved Inspectors (ACAI)
- ◆ Association of Disabled Professionals
- ◆ Association of Manufacturers of Domestic Electrical Appliances (AMDEA)
- ◆ Association of Plumbing & Heating Contractors
- ◆ Association of Specialist Underpinning Contractors (ASUC)
- ◆ Association of Tank & Cistern Manufacturers
- ◆ Autoclaved Aerated Concrete Products Association (AACPA)
- ◆ Brick Development Association
- ◆ British Approvals for Fire Equipment
- ◆ British Bathroom Council
- ◆ British Concrete Masonry Association
- ◆ British Council for Offices
- ◆ British Electrical & Allied Manufacturers Association (BEAMA)
- ◆ British Energy Efficiency Federation
- ◆ British Fire Protection System Association
- ◆ British Institute of Architectural Technologists (BIAT)
- ◆ British Masonry Society
- ◆ British Non-Ferrous Metals Federation
- ◆ British Photovoltaic Association
- ◆ British Plastics Federation
- ◆ British Plastics Federation - Windows Group
- ◆ British Property Federation
- ◆ British Rigid Urethane Foam Manufacturers Association (BRUFMA)
- ◆ British Standards Institution (BSI)
- ◆ British Woodworking Federation (BWF)
- ◆ British Youth Council (BYC)
- ◆ Building Control Research Group
- ◆ Building Research Establishment (BRE)
- (Scotlab)
- ◆ Building Research Establishment (BRE)
- ◆ Cavity Foam Bureau
- ◆ CBI - Building Regulations Working Group
- ◆ Chartered Institute of Building (CIOB)
- ◆ Chartered Institute of Environmental Health
- ◆ Chartered Institute of Housing
- ◆ Chartered Institution of Building Services Engineers (CIBSE)
- ◆ Chief & Assistant Chief Fire Officers Association (CACFOA)
- ◆ Committee of Vice Chancellors & Principals of the Universities of England
- ◆ Concrete Block Association
- ◆ Concrete Repair Association
- ◆ Confederation of Construction Specialists
- ◆ Construction Confederation
- ◆ Construction Industry Council (CIC)
- ◆ Construction Industry Council (CIC) - Approved Inspector Register
- ◆ Construction Industry Training Board (CITB)
- ◆ Consumers Association
- ◆ Council for Aluminium in Building (CAB)
- ◆ Council for Energy Efficiency Development
- ◆ District Surveyors Association (DSA)
- ◆ Door & Shutter Manufacturers Association (DSMA)
- ◆ Draught Proofing Advisory Association
- ◆ Electrical Contractors Association (ECA)
- ◆ Electricity Association
- ◆ Engineering Council
- ◆ Eurisol (UK Mineral Wool Association)
- ◆ External Wall Insulation Association
- ◆ Federation of Authorised Energy Rating Organisations (FAERO)
- ◆ Federation of Master Builders
- ◆ Federation of Small Businesses
- ◆ Fire Brigades Union
- ◆ Fire Industry Council
- ◆ Forum of Private Business
- ◆ Gas Consumer Council
- ◆ Guild of Architectural Ironmongers
- ◆ Guild of Incorporated Surveyors
- ◆ Health and Safety Executive (HSE)
- ◆ Heating Equipment Testing & Approval Scheme (HETAS)
- ◆ Honourable Society of Gray's Inn
- ◆ Honourable Society of the Inner Temple
- ◆ House Builders Federation (HBF)
- ◆ Housing Association Property Mutual

- (HAPM)
- ◆ Incorporated Association of Architects & Surveyors
- ◆ Incorporated Society of Valuers & Auctioneers
- ◆ Institute of Building Control (IBC)
- ◆ Institute of Clerks of Works of Great Britain Incorporated
- ◆ Institute of Construction Management
- ◆ Institute of Domestic Heating & Environmental Engineers
- ◆ Institute of Plumbing
- ◆ Institute of Quality Assurance
- ◆ Institute of Trading Standards
- ◆ Institution of Civil Engineers (ICE)
- ◆ Institution of Electrical Engineers (IEE)
- ◆ Institution of Fire Engineers
- ◆ Institution of Incorporated Engineers
- ◆ Institution of Mechanical Engineers
- ◆ Institution of Structural Engineers (ISE)
- ◆ Joint Mobility Unit (RNIB)
- ◆ Joint Committee on Mobility of Blind & Partially Sighted People
- ◆ Joseph Rowntree Foundation
- ◆ LABC Services
- ◆ Law Society of England & Wales
- ◆ Lighting Industry Federation
- ◆ Liquid Petroleum Gas Association
- ◆ Local Authorities Co-ordinating Body on Food and Trading Standards (LACOTS)
- ◆ Local Government Association (LGA)
- ◆ Local Government Technical Advisers Group (TAG)
- ◆ Loss Prevention Council
- ◆ Metal Cladding & Roofing Manufacturers Association
- ◆ National Association of Citizens Advice Bureaux (NACAB)
- ◆ National Association of Local Councils
- ◆ National Association of Loft Insulation Contractors
- ◆ National Association of New Home Owners (NANHO)
- ◆ National Association of Shopfitters
- ◆ National Cavity Insulation Association
- ◆ National Consumer Council
- ◆ National Council of Building Material Producers (BMP)
- ◆ National Federation of Master Window & General Cleaners
- ◆ National Fireplace Association
- ◆ National Home Improvement Council
- ◆ National House Building Council (NHBC)
- ◆ National Housing Federation
- ◆ National Inspection Council for Electrical Installation Contracting (NICEIC)
- ◆ National Prefabricated Building Association Ltd
- ◆ National Trust
- ◆ National Union of Domestic Appliances & General Operatives (NUDAGO)
- ◆ Oil Firing Technical Association for the Petroleum Industry
- ◆ Other Government Departments
- ◆ Planning Officers Society
- ◆ Racecourse Association Ltd
- ◆ Royal Association for Disability & Rehabilitation (RADAR)
- ◆ Royal Institute of British Architects (RIBA)
- ◆ Royal Institution of Chartered Surveyors (RICS)
- ◆ Royal Society for the Promotion of Health
- ◆ Royal Town Planning Institute (RTPI)
- ◆ Shop & Display Equipment Association
- ◆ Small Business Bureau Ltd
- ◆ Society for the Protection of Ancient Buildings
- ◆ Society of British Gas Industries
- ◆ Solid Fuel Association
- ◆ Spinal Injuries Association
- ◆ Steel Window Association
- ◆ Theatres Trust
- ◆ Timber and Brick Consortium
- ◆ Timber Industry Alliance
- ◆ TRADA (Timber Research)
- ◆ Trades Union Congress - Construction Industry Committee
- ◆ Transport & General Workers Union
- ◆ UK Major Ports Group
- ◆ Union of Construction Allied Trades & Technicians
- ◆ Upkeep (Trust for Training & Education in Building Maintenance)
- ◆ Youth Hostels Association
- ◆ Zurich Municipal

<参考> 米国連邦政府におけるパブリックコメントへの対応

米国連邦政府では、規制インパクト分析の結果を公表し、パブリックコメントを求め、規制に反映することが義務付けられている。これに従い、規制の新設・変更時には、規制インパクト分析の結果が公表されるが、これに対し一般国民から大企業まで多種多様な主体から意見が寄せられ、規制担当局はこれらに対応している。

例えば、交通省（DOT）が1999年5月に公表したチャイルドシート取付に係わる規制のインパクト分析についてはフォード、ダイムラークライスラー、トヨタ、ボルボなど国内外の主要自動車メーカーの多くが分析結果に対し意見を述べている。一方、同省が1999年3月に公表した州際貨物輸送用トレーラーの反射装置に係わる規制のインパクト分析については、一般個人からの意見が256件（全体の約7割）と大半を占めている。

表2-24 連邦政府交通省が実施した規制インパクト分析に対するパブリックコメントの一例

規制内容	分析内容	コメントの状況
州際貨物輸送のトレーラーの横・後部に反射テープ・反射装置を取り付けることを義務付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益分析手法を用い分析 ・便益は、部品等の取付けによる、夜間に発生する横・後部への追突事故の減少 物損の減少 の2つ ・費用、便益とも定量的に分析し評価 	コメント数：358件 内訳：企業：79件 個人：256件 自治体：6件 大学：1件 議員：6件
児童を同乗させる自動車利用者にチャイルドシートの取付けを義務付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益分析手法を用い分析 ・便益は、チャイルドシートの取付けにより、事故時に児童の人命が救われること ・費用、便益とも定量的に分析し評価 	コメント数：19件* （うち9件が再検討の請願） 内訳：全て企業 （大半が国内外の主要自動車メーカー）

* 補足のコメントは除く

資料) 連邦政府交通省 HP (<http://www.dot.gov>)より作成

3 まとめ

海外の諸外国における規制インパクト分析の要点について、整理すると以下のとおりである。

①規制制定のための行政手続の一部

海外の事例では、規制インパクト分析は単独の規制分析として実施するのではなく、他部局による審査、パブリックコメント等と合わせて実施し、規制制定のための行政手続の一部とされるのが一般的である。

②分析作業は規制担当当局自らが行う

海外の事例では、規制導入・変更に伴う社会経済影響の分析作業は、規制担当部局自らが行うのが一般的である。ただし、米国のバージニア州のように、規制インパクト分析のための組織を設置している例もある。

③具体的な行政規制の導入・変更が分析対象の中心となっている

海外の事例では、政令など委任命令も含めた行政規則が規制インパクト分析の分析対象の中心となっている。ある分野の法体系全体を分析対象とする例は今回調査した限りでは見当たらなかった。経済構造そのものに影響する法体系全体の分析や制度枠組みのみで具体的な規制内容が規定されない段階の分析は困難である。

また、既存の規制法令も対象とし、これらの見直しに規制インパクト分析を活用している例も存在する。ただし、分析水準、分析コストを考慮すると規制インパクト分析を見直しの中心とすることには限界があると考えられる。

④便益・費用の分析は簡易な方法を用いている

海外の事例では、規制インパクト分析のガイドライン等で可能な限り定量評価する旨を推奨している。しかし、実態としては、定性的な評価に止まっているケースが少なくない。特に、便益については、大半の事例において定性的な評価に止まっている。

⑤提案規制の認否より改善を指向している

規制担当当局では、規制インパクト分析を、提案の是非を端的に問う手続きとしてではなく、規制の内容を改善する手続きとして捉える傾向にある。

⑥規制により影響を受ける主体との調整手段として利用する

規制インパクト分析は、議論のフレームワーク（便益と費用からみた規制の妥当性の検証）を提供する。便益と費用のトレードオフ関係が適切に示せれば論点が明確になり、規制制定に関する調整に有効である。

第 3章 規制インパクト分析の考え方

第3章 規制インパクト分析の考え方

1 役割

(1) 海外事例の特徴

海外事例における規制インパクト分析導入の目的は、規制の質的向上、アカウントビリティの確保等である。

規制担当部局は、規制インパクト分析を、規制提案の認否を問う手続きとしてよりも、提案する規制内容を改善するための手続きとしての役割を重視している。

規制インパクト分析は多くの場合、規制に関する経済的影響を分析する枠組み（ガイドライン、記入シート等）を示している。規制担当部局の担当者は、この決められた枠組みに従い、提案した規制がどのような関係主体にどのような影響を与えるのかを記述し、提案規制の適否を判断するための情報を提供する。このような情報を提供することは、関係団体や個人の提案規制に対する理解を深め、意見を引き出すのに役立っている。

規制インパクト分析は規制に関する議論のフレームを提供することから、議論の拡散を防ぎ、論点を明確にして規制提案に関する合意形成を促す役割を果たしている。

インタビュー調査において、従来は、規制される産業の意見聴取もしないなど規制の影響をほとんど考慮しないで規制の提案を行うなど規制担当部局の安易な規制導入姿勢を改め慎重な検討を促す効果があるとするとの回答があった。

(2) 考え方

行政機関が規制の導入・変更を提案する場合には、規制を必要とするような何らかの問題が既に発生していることが国民の間で事前に認知・了解されていることが一般的である。また、規制インパクト分析の分析精度（特に便益の分析精度）は、規制の是非を分析結果だけで判断するのに十分な水準にあるとは言い難い状況にある。このため、規制インパクト分析の結果を待って、初めて提案規制の認否を判断するというよりも、

- ・規制による便益を確認し可能な限り大きなものとする
- ・規制導入・変更に伴い発生する負担をできるだけ軽減する

といった提案規制の質的向上のためという役割が強調されていると考えられる。

また、提案規制の適否を判断するための情報提供の枠組みを示すことから規制担当部局にとっては説明責任を果たすための情報提供の指針となる一方、国民の側からもそれぞれの規制提案において提供される情報の質や内容を比較する一つの尺度となる。規制インパクト分析によって規制担当部局が想定している規制導入・変更による影響の範囲と程度が明らかとなるため、影響を受ける側からのチェックが容易となり、影響の思わ

ぬ見落としや見誤りの防止に役立つ。

さらに、分析を通じて、提案規制の内容と論点が明確になる。これは、規制により影響を受ける主体との議論の拡散を防止し、調整の円滑化に役立つ。

以上より、規制の制定過程において規制インパクト分析が果たす役割として、次の4点が考えられる。

- 規制導入・変更の内容の改善（便益の確認・費用の最小化）
- 規制担当部局の説明責任の確保
- 規制の影響を受ける主体によるチェックと意見提出の促進
- 規制の内容に関する議論のフレームを提供し、調整を円滑化

2 対象とする規制の範囲

(1) 海外事例の特徴

海外の事例では、個別の行政規則が規制インパクト分析の分析対象の中心となっている。法体系全体を規制インパクト分析の対象とするケースは調査した限りではない。

法令のレベルについては、行政規則に限定されるケース（カナダ、米国、ニューヨーク州、カリフォルニア州）と行政規則に加え法律案や条約案等まで含むケース（英国、オーストラリア）がある。

分析の費用効果という観点から、米国の連邦政府においては分析対象となる規制の範囲を規制の経済的影響が1億ドル以上の規制に限定している。

規制の内容としては、補助金交付手続きや税制も含むケースがあり、必ずしも国民の権利を制限し、国民に義務を課すものに限定されない。

規制インパクト分析は新たな規制だけでなく、既存規制の評価を求める例がある。ただし、米国各州では、実際に評価が行われないことも多く、その有効性を確認できていないケースが多い。

(2) 考え方

規制インパクト分析は、分析作業に少なからず人的・経済的負担が発生することから、実施の費用効果に十分配慮し、対象とする規制を限定し実施する必要がある。

海外の事例について見ると、法律案、行政規則など対象とするレベルは多様である。この点については、法令レベルそのものよりも規制内容の具体性がより大きな意味を持つと考えられる。法令レベルが上位であるほど規制内容が抽象的となることが一般的である。また、分析対象とする規制の単位の取り方によっては、例えば規制体系全体を対象とする場合には、分析のフレームが大きくなり、影響が複雑化し定量的な分析が極め

て困難になると予想されるため、分析フレームの設定には注意が必要である。

規制の内容については、海外と日本の実務では概念の違いがあり、例えば、我が国で実施されている規制に係るパブリックコメント（規制の設定又は改廃に係る意見提出手続）では、「広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定又は改廃に係るもの」を対象としているのに対し、海外では国民や企業の自由な活動を直接制約しない規則（例：補助金要綱等）まで対象とする事例もある。

海外の事例では、既存規制の評価を求める例もあるが、実際には実施されていないケースも少なくない。それに加え、(1)で指摘したとおり、規制インパクト分析の分析精度の限界と人的・経済的負担の大きさを考慮すると、既存規制を一斉に見直す際に規制インパクト分析を用いることは、現時点では適当では無いと考えられる。

以上を踏まえると、規制インパクト分析が対象とする規制の範囲としては、我が国のパブリックコメント制度の対象範囲に留意しつつ、以下の案が一例として考えられる。

一般国民を対象とした規制（地方公共団体、特殊法人を対象とした規制を除く）の導入及び変更を分析対象とする

ただし、分析のフレームが大きくなる規制は、適切な単位に分割し分析する（その際個別インパクトと全体インパクトの関係に留意）

3 実施時期

(1) 海外事例の特徴

規制の導入・変更の最終決定前に規制インパクト分析を行っている。

パブリックコメントの前に規制インパクト分析を実施し、その結果を規制の提案内容とともに規制インパクト分析（ドラフト）を提示している。また、行政規則の制定や法案の国会提出など政府の最終決定時に規制の最終内容による規制インパクト分析（最終）がある。なお、パブリックコメントの実施に伴い大きな変更が生じた場合には再度規制インパクト分析を行いパブリックコメントも再度行うこととされている。

規制導入後の追跡調査についての考え方を規制インパクト分析の文書に記述するようガイドラインで示している例もある（英国）が、直接調査は一般的ではない。

(2) 考え方

規制インパクト分析の実施時期としては、基本的には規制の導入・変更の最終決定前である（事前評価）。

具体的には、パブリックコメントの前に準備し、パブリックコメントにおいて分析結果を公表し、その結果として重要な変更が生じた場合には規制インパクト分析についても修正を行い、提案内容の変更と合わせて再度パブリックコメントを実施することが望ましい。

また、規制が実施された後に、規制のインパクト自体をモニタリングし、所期の効

果の発生状況、各主体における影響の程度、規制の機能の状況(遵守率の動向等)、費用増加の状況等について追跡調査を目的に実施することも考えられる。ただし、事後評価については相当のコストが必要となるため、規制の影響程度などその費用効果が考慮されなければならない。一方、導入後の追跡調査は、事前の予測手法や数値の設定等の適切さなどを検討し、今後の規制インパクト分析の技術向上に役立つと考えられる。

4 分析主体 評価主体

(1) 海外事例の特徴

規制インパクト分析の分析作業は、ほとんどが規制担当部局が実施している。

意思決定者がこれらの評価を判断材料の一つとして考慮し最終的にその規制を採用するかどうかを判断することとなっている。

規制担当部局が行った規制インパクト分析を審査する専門組織や、規制インパクト分析のガイドラインの提示・実施時の相談等を専門に行う組織を設置する例もある。この場合、年間数百件の提案規制を処理しており、1件の審査に十分な時間を割けない状況にある。

内閣等に規制インパクト分析に関する組織を設置するとともに、各規制担当部局内部にも同様の組織を設置している例がある(英国、米国、カナダ)。

(2) 考え方

分析作業は、規制分野に精通し、かつ社会的便益及び費用の分析に必要な情報・ノウハウを多く有している規制担当部局が担うことが望ましい。ただし、それぞれの規制担当部局に規制インパクト分析の全てを委ねた場合、分析水準、詳細さ等のバラツキを招く恐れがある。このような事態を回避するために、

分析ガイドラインの整備

規制インパクト分析を横断的に見る体制の整備

といった、分析の枠組み・質の標準化を促す対策を講じることが有効であると考えられる。規制インパクト分析を横断的に見る体制の整備は、規制インパクト分析関連の情報・ノウハウの蓄積につながり、規制インパクト分析の標準化・質向上に貢献すると考えられる。この体制のあり方としては、

規制インパクト分析の審査権限を有する

規制インパクト分析の改善を助言・指導する

といった2つのタイプが考えられる。

両者を比較すると、規制インパクト分析の質確保という点では のタイプが優位であるが、規制や規制インパクト分析の内容に対する責任の所在が明確化(すなわち規制担当部局が規制及び規制インパクト分析に対する全責任を負う)という点では のタイプ

が優位である。

ただし、 のタイプでは規制インパクト分析の却下、さらには規制の可否の実質的決定権限に至る可能性もある。これは、規制インパクト分析の分析精度が低く、現時点では規制実施の是非を判断する基準となり得ていないという状況を勘案すると、適当でない。この点から、現状では、カリフォルニア州の例に見られるような規制担当局が実施した分析の結果を横断的に調査し、指導、助言を行うに留まるが のタイプが妥当であると考えられる。

5 分析手順

<分析の基本フレーム>

(1)海外事例の特徴

海外ではガイドラインや分析シートを示し基本的なフレームを示している。

これらのガイドラインや分析シートは、担当者の分析作業の際に役立っている。

(2)考え方

基本フレームの提示は、多種多様な規制を評価する規制インパクト分析の分析水準の標準化、分析精度の向上につながる。同時に、共通の項目による分析書の作成は、情報やノウハウの蓄積、整理活用に有効であることから、規制インパクト分析導入時には分析の基本フレームを提示するべきと考えられる。

また、海外の事例を参考にすると、分析の基本フレームは、

代替案の策定

データ収集の方法

影響の帰属先と内容の記述

経済影響（費用・便益）の分析

を骨格に構築することになると考えられる。

<代替案の策定>

(1)海外事例の特徴

ガイドラインにおいて、提案した規制を代替し得る案を策定し、費用や便益の比較を行うことを示している。

英国では、何もしない案（do nothing）を選択肢に含めて比較するようガイドラインで示している。

米国内の一部の州では、代替案比較を法律で要求しているケースもある。

(2)考え方

規制は、多くの場合、政策目的を実現できる代替手段が複数存在することから、基本的に代替案を設定し、各代替案について経済影響分析を行い比較検討することが説明責任を確保する観点から望ましいと考えられる。

代替案の策定については、

代替可能性が極めて高いと見込まれる案を数案（１～２案）選び、提案規制と比較検討する。費用便益分析を行う場合には、規制を実施しない場合（without）と実施しない場合（with）を比較して分析するため何もしない案（do nothing）は比較対象に含まれていることになるが、必ずしも費用便益分析まで行えるケースは多くないこと、何もしない案も選択肢として含んでいることを明示的にできることから記述することが望ましい。

代替可能性が高い策が他に見当たらなかった場合には、代替案が無い旨を明示した上でこれとの比較・検討は実施しないこととする。

という対応が考えられる。

<データ収集>

(1)海外事例の特徴

OECDのレポートには、規制インパクト分析を有効に活用するための10項目の一つとして「データ収集の戦略計画を策定実行する」としている。

カリフォルニア州のRRUでは、規制インパクト分析実施に際して、担当者のトレーニングを行っており、RRUが蓄積したデータや分析のノウハウの各職員への普及を図っている。

米国連邦交通省では、規制インパクト分析のデータベースを構築している。

(2)考え方

質の高い規制インパクト分析を行うためにはデータを的確に収集することが必要である。ただし、必要となるデータ内容は規制提案ごとに異なりガイドラインの策定は困難と考えられる。一方、規制インパクト分析で用いたデータを収集・蓄積することにより、分析で用いた各種データやベスト・プラクティスの組織内での共有化や、これによる各分析の整合性確保・標準化などが進み、規制インパクト分析の有効性及び精度が向上すると考えられる。同時に、過去の分析書をストックするとともにキーワード等で検索できるようなシステム（例：住宅の改造費用、事故防止により節約できる医療費の原単位などが引き出せるデータベースなど）を整備すれば、その効果は一層向上すると考えられる。

また、情報入手に関わる各種情報（外部有識者のリスト、データ収集の窓口の紹介など）の蓄積や、人的な情報ネットワークの構築を担う体制を整備することが出来れば、上記のデータ収集・蓄積の効果を引き出す上で役立つと考えられる。

< 経済影響の分析 >

(1) 海外事例の特徴

項 目		海外事例の特徴
影響の内容と帰属先		<p>経済影響は、規制を実施しない場合と比較して新たに生じる「便益」及び「費用」から捉えるのが一般的である。</p> <p>影響の帰属先として一般的な枠組みを提示する例が多い。この一般的な枠組みは、以下のようなものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業（一般） ・産業（中小企業等の特定の産業） ・個人、消費者等 ・公的セクター（国、地方自治体等） ・その他（NPO、ボランティア団体等）
費用	特定	費用については規制を遵守するために行政と民間（住民、企業、ボランティア等）において発生する費用（compliance cost）が一般的である。
	推計	規制がもたらす費用は、便益と比べると、定量的に示す例が多い。カリフォルニア州では、シートにおいて規制に伴う費用増加を、影響主体ごとに初期費用、維持費用に分けて記入する形式となっている。
便益	特定	規制がもたらす便益については、規制毎にその内容に応じて定義するのが一般的である。
	推計	<p>規制がもたらす便益は、定性的な記述のみの分析に止まる例、受益者を提示する例、定量的単位を用い便益を示す例など多様である。しかし、便益の貨幣換算まで行っている例は少ない。ガイドライン等でも貨幣換算は困難であるとして、可能な範囲での定量化を求めるケースが多い。</p> <p>便益の測定に際しては、ガイドラインによってリスクプレミアムや不確実性についてリスクアセスメントを行うよう求めている例があるが、便益の定量化、貨幣換算まで行っている事例自体が少ないため、実際にこうしたリスクアセスメントまで行っている事例はさらに少ないものと考えられる。</p> <p>また、英国政府へのインタビュー調査結果によれば、規制導入・変更を必要とする社会的問題の存在について国民の間でコンセンサスが得られていれば、便益を貨幣換算以外の定量指標または定性的記述によって評価したとしても、規制により影響を受ける主体から合意を得ることは十分に可能である。</p>
財政への影響		<p>財政への影響については、分析対象とする例が多い。一般的に、歳出増加の影響を推計している。</p> <p>カリフォルニア州の場合、自らの財政への影響だけでなく、州内の地方自治体の財政へのインパクトも分析対象としている。</p>
その他		<p>米国連邦政府及び州の一部では、「雇用へのインパクト」「書類処理の負担へのインパクト」等が法律において検討要求事項として定められ、分析が行われている。</p> <p>カリフォルニア州の分析シートでは「州内産業の競争力への影響」についてチェックを行う項目などが設けられており、過剰な規制により州内の企業が不利にならないよう配慮している。</p> <p>英国政府のガイドラインでは、公平性に対する影響について記述を求めている。</p>

(2)考え方

全体

項 目		考え方
影響の内容と帰属先		<ul style="list-style-type: none"> ・影響の内容は、個人に帰属するものも含めて社会全体に発生する費用と便益を基本とする。ただし、規制による便益・費用の具体的内容は、規制毎に設定する。 ・影響の帰属先は、一定の類型を予め与える基本的な枠組みを示し、分析毎に必要な応じ帰属先を追加する。
分析手法		<ul style="list-style-type: none"> ・経済影響の分析フレームは、費用便益分析が基本となると考えられる。 ・ただし、分析の困難性や規制提案の論点によっては、必ずしも同分析を用い規制の経済影響を評価しなくとも目的が達せられる場合もあると考えられ（例えば費用が論点となる場合にコスト分析に力点がかけられる等）、いかなる場合にも費用便益分析を実施し、純便益まで算出しなければ規制の導入・変更を認めないとするのは合理的でないと考えられる。 ・しかしながら、規制インパクト分析の役割からすれば、全て純便益を算出し規制の経済影響の観点から判断材料を提供することは将来に向けて目指すべき姿であると考えられる。このため、当初は規制提案によっては分析の水準が低く、またばらつくものと考えられるが、運用を通じて分析事例・手法等を蓄積し、極端に精度の低い分析事例を削減し、全体水準の向上を図るための努力が必要である。 ・分析期間等の算定条件等についても規制のタイプに応じて変える。
費用	項目	<ul style="list-style-type: none"> ・次の2項目を分析の基本とする。 民間及び行政において発生する規制遵守費用（compliance cost） 以外に発生する費用（規制による民間の活動制約等による損失等） ・規制導入に伴う財政（地方自治体の財政を含む）への影響は、に含めて考える。
	推計	<ul style="list-style-type: none"> ・の費用は、と比較して貨幣換算することが容易と考えられる。 ・の費用は、データ収集や技術的な問題から貨幣換算が困難な場合が多いと考えられる。できるだけ定量指標を用いたり、それが困難な場合には定性的な記述に基づく分析により想定される影響を明らかにしておくことが望ましい。
便益	項目	<ul style="list-style-type: none"> ・便益項目は、規制毎にその内容に応じて定義することとする。
	推計	<ul style="list-style-type: none"> ・便益は、技術的に可能な範囲で貨幣換算を試みることを望ましい。 ・データ収集や技術的な問題から貨幣換算が困難な場合が多いと考えられる。できるだけ定量指標を用いたり、それが困難な場合には定性的な記述に基づく分析により想定される影響を明らかにしておくことが望ましい。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・リスクについては、2つの視点（リスクプレミアム、不確実性）に留意する。

費用便益分析

i)分析期間

規制の場合、公共事業における分析と異なり投資の回収期間（減価償却）といった概念は存在しない。従って、費用と便益は規制導入・変更後の1年間の値を算出し、比較分析することで十分と考えられる。その場合、長期にわたって便益と費用を計算し、かつそれらについて割引率を用いて現在価値に戻すという作業の必要性は基本的に生じないと考えられる。

ただし、次に例示するような規制導入・変更に伴う費用・便益が時間の推移によって変更する可能性のある場合も多いと考えられ、その場合には、上記の通り1年間の便益・費用を算出するだけでは不十分であると考えられる。

- ・ 規制の本格導入・変更までに時間を要する場合（例：段階的に導入・変更する規制など）
- ・ 新たな行為のみを規制するなど規制の導入・変更による便益・費用が発現するまでに時間を要することが見込まれる場合
- ・ 社会構造の変化等により規制の受益者・費用負担者の数が将来大きく変化することが見込まれる場合（例：バリアフリーに関する規制など）
- ・ 規制を受ける主体が新たな投資を必要とする場合（例：大気汚染防止のための装置など）

このような場合には、既に適当な分析期間を設定し分析を実施することとする。上記に例示したケースの考え方を下表に示す。

ii)割引率

割引率については、既に公共事業等における費用便益分析において設定されたものがあり、原則として同じものを用いる。異なる割引率を用いる場合には理由を付す。

表-1 費用便益分析の諸条件（分析期間・割引率）の考え方（規制による影響のタイプ例別）

規制導入・変更による影響のタイプ例	分析期間	割引率
導入・変更後に発生した便益・費用が将来大きく変化する可能性が小さい	・ 導入・変更後の1年間に発生する便益・費用を推計し、比較する。	-
本格導入・変更までに時間を要する（本格化以降は便益・費用に変化無し）	・ 段階的導入から本格的導入後に規制の影響が定着するまでの期間を想定して便益・費用（現在価値）を推計し、比較する。	公共事業等における設定（現在4%）と同一にする。
導入・変更による便益・費用が発現するまでに時間を要する	・ 時間の経過と便益と費用の発生状況の変化を想定して分析期間を設定し、総便益・総費用（現在価値）を推計し、比較する。	
規制の受益者・費用負担者の数が大きく変化することが見込まれる		
規制を受ける主体が新たな投資を必要とする場合	・ 投資回収期間を勘案して分析期間を設定し、総費用・総便益（現在価値）を比較する。	

6 結果の公表

(1) 海外事例の特徴

規制インパクト分析の実施結果については公表を前提としているところが大半である。

カリフォルニア州では、パブリックコメントの際に、提案者である規制担当局の規制インパクト分析の分析結果（原案）とともに、庁内の他の審査機関（RRU）によるコメントが公表され、関係団体等はこれらを参考に意見を述べることができる仕組みになっている。

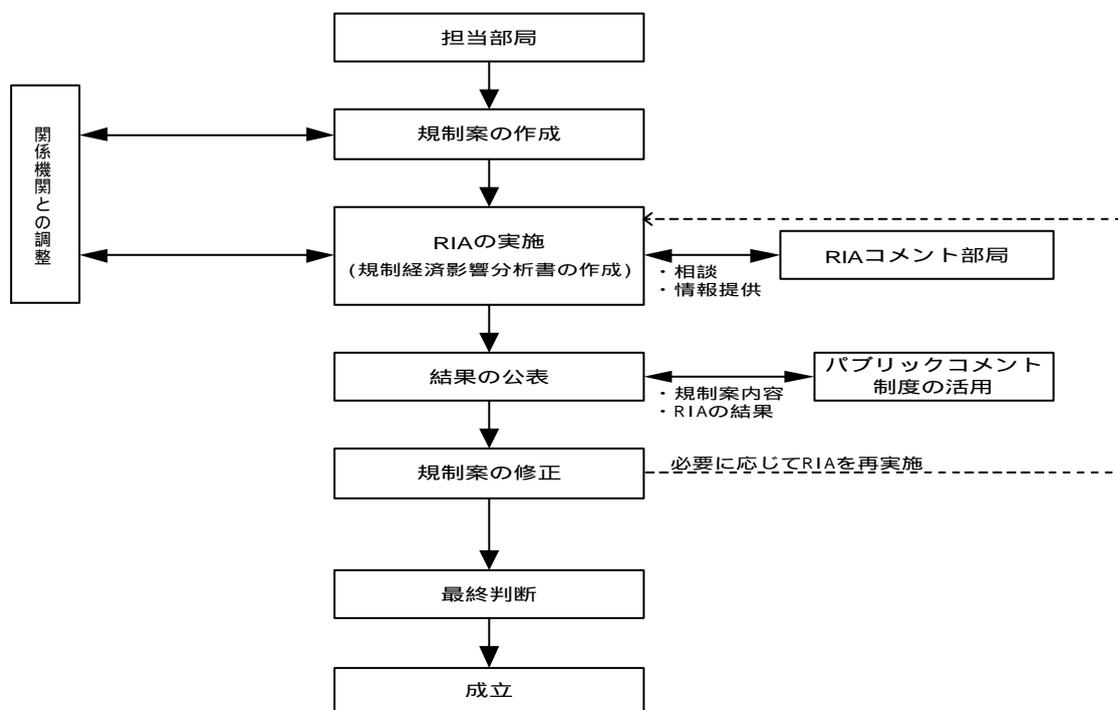
(2) 考え方

日本では、規制の導入・変更時に国民の意見を広く募集するパブリックコメント制度が平成 11 年より導入されている。規制インパクト分析は、この手続きに組み込むことが望ましいと考えられる。

7 手続フロー

6 までにまとめた規制インパクト分析の考え方にしたがった手続のフローチャートを以下に示す。

図 3-1 規制インパクト分析の手続きフロー



参考資料 2:規制インパクト分析のヒアリング調査結果

規制インパクト分析の運用状況を調査するため、2000年1月末から2月初めにかけてカナダ連邦政府、米国ニューヨーク州政府及び米国カリフォルニア州政府を訪問し、ヒアリング調査を行った。概要は以下のとおり。

1 カナダ

1.訪問先

枢密院事務局 規制事務課 Regulatory Affairs Division, Privy Council Office

2.概要

(1)経緯

1986年	規制政策方針 (Regulatory Policy)
1991年	財務委員会 (Treasury Board) に権限付与
1999年	枢密院事務局 (Privy Council Office) に権限移管

(2)制度・運用

枢密院の役割

- ・ RIAS (Regulatory Impact Analysis Statement) の審査
- ・ RIASの水準向上 (ガイドライン、研修)
- ・ 規制文化の改革

RIASの対象

- ・ 法律は対象外 (具体性を欠くため)
- ・ 総督規則以下を対象 (年間500件程度の審査)

RIAS手続

- ・ 当初案と最終案の2回 RIASを実施
- ・ 規制提案を拒否する権限なし (コメント送付のみ)
- ・ 国会に対する業績報告書に規制計画を掲載
- ・ RIASでは一般国民のアクセスが最重要
- ・ 規制手続マネジメント・ガイドラインを作成中

(3)関係機関

- ・ 各省庁 Regulatory Coordinators 省庁内の規制政策を所管
- ・ 法務省 規制省庁に法的アドバイス
- ・ 特別委員会 (SRC) 規制案の官報掲載を判断

3.ヒアリング概要 (カナダ)

Q 1 : カナダ連邦政府における RIA の位置付けは？

A 1 : RIAS (Regulatory Impact Analysis Statement) は規制導入のプロセス全体で考えることが必要。政策、費用便益分析、代替案などが記録に残されることに意味がある。プロセスの中では、意見聴取 (consultation) が最も重要な部分である。RIAS の手法や内容は、省庁や目的によって異なる。

Q 2 : 枢密院の役割は何か？

A 2 : 各省庁が行う RIAS を審査することである。われわれ自身は RIAS を実施していない。財務委員会事務局が規制問題を担当していた時期に、ガイドラインや分析手法をまとめているので、それを活用している。また、枢密院は RIAS の水準向上を推進する役割を有しており、訓練や教育などを行っている。各省庁の規制文化を変えることがわれわれの使命である。

Q 3 : RIAS の内容を理由として規制手続を止めた事例はあるか？

A 3 : 枢密院に事務が移管されてから 1 年しか経っていないが、その間にそういうケースはなかった。ただし、分析が不十分であるとして、分析の改善を要求したことはある。担当省庁が持ち帰って分析の修正作業を行った。枢密院が審査する段階では、規制の導入は既に規定方針で、白紙に戻すには遅すぎる段階である。規制を導入するかどうかの判断は政治判断であり、審査事務局がいくら疑問を表明しても、担当大臣はそれを無視して導入を決断できる。

Q 4 : RIAS は結果重視のマネジメントと関係があるか？

A 4 : 規制の導入結果を規制の検討にフィードバックさせて改善を検討するのは面白いアイデアだが、現時点でそのようなことは行っていない。RIAS は基本的に事前評価である。

Q 5 : RIAS で難しい点は何か？

A 5 : 国民のアクセスを確保する点である。RIAS が対象とするのは、国民一般であり、分かり易い言葉で説明されていることが必要である。想定される規制の経済影響が示されれば利害関係者の意見を引き出すのに役立つ。アメリカでは RIA は専門家が見るものとのことだが、それは RIA を何のために使うのかということと深く関わる。

Q 6 : 国民の意見聴取 (consultation) で最も重要な点は何か？

A 6 : 経済影響の評価を行うことと、国民がそれにアクセスできることである。

Q 7 : カナダ連邦政府の RIAS のベスト・プラクティス集はあるか？

A 7 : ベスト・プラクティス集は作っていない。省庁の中で高い水準の RIAS を行っているのは環境省と交通省である。ただし、各省庁が具体的にどのような評価を行っているのか、また、いかにマネジメントしているのか外からはわからない点もある。そのため、規制マネジメントを調べスタンダードをまとめる調査が進行中である。

Q 8 : 内閣提出の法案は RIAS の対象となるか？

A 8 : 対象外である。カナダでも内閣に法案提出権があるが、審査対象とはならない。理由は国会との権限関係ではなく、法律の段階では規制内容が具体的でないためである。行政規則が用意されて初めて規制内容が完結するため、法律案の段階では経済評価がうまく行かない。

2 米国ニューヨーク州

1.訪問先

知事規制改革室 Governor's Office of Regulatory Reform

2.概要

(1)経緯

1980年 ニューヨーク州行政手続法
1993年 規制・マネジメント支援局 (Office of Regulatory and Management Assistance)
1995年1月 George E. Pataki 知事就任
行政命令第2号 新規規制導入の停止 (9ヶ月間)
11月 行政命令第20号 RIA 導入
規制改革知事室 (Governor's Office of Regulatory Reform) 設置

(2)制度・運用

規制改革知事室の役割

- ・規制の審査 (経済評価、重複、不整合、行き過ぎ)
- ・評価水準の向上 (助言、研修)
- ・規制提案を拒否する権限あり
- ・38人、6チーム (分野別)、年間予算 200 万ドル

RIA の対象

- ・法律は対象外
- ・補助金申請手続も対象 (市民の負担になっていないか)

RIA の手続

- ・審査用チェックリスト
- ・サンセット条項 (5年間)
- ・費用算定が最も困難
- ・パブリックコメントの最重要目的は、規制の質の向上 (規制の是非ではない)

(3)規制改革の効果

- ・規制導入件数が半減 平均 481 件 / 年 平均 244 件 / 年

< ベスト・プラクティス >

ディーゼル車の排ガス規制の RIA

便益：超微粒子の健康影響の研究成果を紹介

費用：直接費用 (登録料引上げ、検査料、規制適合措置費用)

間接費用 (適合措置時の機会費用、罰金、行政費用)

3.ヒアリング概要（米国ニューヨーク州）

Q 1：規制改革の経緯は？

A 1：かつて州の各行政機関は議会に対して直接予算交渉を行っていた。大変な手間になるので、交渉窓口として予算局（Division of Budget）が設置された。1983年から規制のチェックも行うこととなった。必要性、理由、効果、費用、中小企業への影響、雇用効果、申請手続などがチェック項目である。規制担当部局はこれらを記述したインパクト評価書の作成が義務付けられたが、審査する機関がなかった。このため、Office of Regulatory Management Systemが設置された。1995年に現知事が就任すると、Executive Order 2を出して規制提案について9ヶ月導入を止めた。その間に規制担当部局は規制の根拠資料を作成しなければならなかった。9ヶ月後にはExecutive Order 20が出され、規制の根拠として費用便益分析が義務付けられた。

Q 2：知事規制改革室の役割は何か？

A 2：連邦政府が作成した規制のフレームに照らして州政府の規制に行き過ぎがないか、規制の重複がないか審査する。審査だけでは、各省庁に対する指導力が弱く、その機能を十分に発揮できなかった。知事規制改革室には規制手続を止める権限が与えられた。知事規制改革室長が規制評価書にサインしない限り、規制手続は先に進むことができない。

Q 3：規制評価水準の向上のために何をしているか？

A 3：規制評価を要求すること自体が評価水準の向上に役立っている。ただ、正直に言って評価水準は高くない。そのため、時には交渉や妥協が必要となる。われわれの審査用にチェックリストを作成しているが、これらは規制当局にとっても有用なものであり、評価水準の向上に役立っている。規制担当部局に対する研修も実施する。

Q 4：各省庁が規制評価で困難を感じるのはどこか？

A 4：規制当局が困難を感じているのは、第一にコストの評価である。評価手法について、規制当局に対してアドバイスを行うことがある。例えば、プラスチックパイプの規制のケースでは、評価のためのデータがないということだったので、簡単な実験をしてデータを集めてはどうかと知事規制改革室から提案し、その方法でデータが得られた。便益評価も困難であるが、それ以前に規制担当部局は規制の効果分析を敬遠している。

Q 5：パブリックコメントで重要な点は何か？

A 5：パブリックコメントによって規制評価の内容の誤りを指摘されることも考えられるが自分たちでもチェックしており、それほど重要ではない。パブリックコメントで重要なのは、規制の質の向上である。

Q 6 : 法律は対象となるか？

A 6 : 法律は基本的には対象とならない。しかし、法律の発効には知事の署名が必要なので、知事から特定の法律について経済影響をどう評価するかと聞かれることがある。その影響を知事規制改革室が評価して知事にアドバイスすることはある。

Q 7 : 評価対象となる「規制」は国民一般を対象とするものに限定されるか？

A 7 : 例えば、補助金の申請手続も規制インパクト分析の対象となる。しかも重要な分野の一つである。

Q 8 : 規制導入後の事後チェックはしているか？

A 8 : 評価対象となった規制提案がどうなるかはフォローしている。しかし、評価対象となった規制が実際に導入された後のデータを用いて事前推計と比較することはやっていない。サンセット条項があり、5年経過すると規制が廃止される。5年間の実際の執行状況、効果をその時点で検討することができるし、規制担当部局は規制を存続させるためには、規制インパクト分析を行わなければならない。

3 米国カリフォルニア州

1.訪問先

貿易商務省 規制審査班 Regulatory Review Unit, Trade and Commerce Agency

2.概要

(1)経緯

- 1979年 行政法審査局 (Office of Administrator Law: OAL) 設置
- 1995年 規制審査班 (RRU) 設置 RIA 導入

(2)制度・運用

規制審査班の役割

- ・ RIA の審査 (年間 300 件、全提案件数は 600 件)
- ・ 規制提案内容の重複等の審査権限はない (コメント送付のみ)
- ・ 評価水準の向上 (助言、研修)
- ・ 規制提案を拒否する権限なし (OAL が形式要件審査)
- ・ スタッフは 6 人 (うち上席エコノミスト 1 人) 省内経済研究所の支援
- ・ 年間予算 42 万ドル

RIA の対象

- ・ 法律は対象外

RIA の手続

- ・ RIA の審査は 2 人一組。専任分野は決めない。
- ・ 評価の重点は費用評価 (最小化を目指す)。
- ・ 審査用チェックリスト、ガイドライン作成
- ・ パブリックコメントの最重要目的は規制の質の向上 (規制の是非ではない)

(3)規制改革の効果

- ・ 現時点では規制評価の質は低い。
- ・ RIA が規制の質について規制担当省庁にプレッシャーを与えている。
- ・ 従来は、関係産業界との意見交換がほとんど行われなかった。
- ・ RIA 導入によってパブリックコメントで意見が出されるようになった。

3.ヒアリング概要（米国カリフォルニア州）

Q 1：規制インパクト分析導入によってどんな影響があったか？

A 1：規制インパクト分析の導入が各省庁に与えた影響は、導入の際によく考えるようになったことである。導入以前にも規制の審査を行う手続があったが、各省庁は経済評価は全く行わなかった。そこでコスト評価を行うプログラムが導入された。これによって、関係業界や影響を受ける人々が規制導入手続に参加するようになった。それ以前はこれらの利害関係者の参加が全くなかった。

Q 2：規制審査班（RRU）の役割は何か？

A 2：われわれには規制手続を止める権限はない。どうして規制を導入するのかその理由を問うだけである。規制評価について経済影響の観点からきちんと評価されているかどうか意見をパブリックコメントにかけるだけである。行政法審査局（Office of Administrative Law）は手続を止める権限を持っているが、あらかじめ定められた要件を書類審査でチェックするだけで、経済インパクトを自ら判断して止めるようなことはない。ただし、各省庁はパブリックコメントやわれわれのコメント・意見に対して何らかの対応が必要である。規制内容の重複については、審査機関はない。規制を受ける業界や人々が最も敏感であり、全てパブリックコメントに委ねられる。

Q 3：規制インパクト分析の目的は何か？

A 3：カリフォルニア州の規制インパクト分析の水準は高くない。ひどいものも多い。しかし、枠組みを定めて規制インパクト分析を要求することが、各省庁にとってプレッシャーとなっている。経済影響がないと考えるならば、どうして影響がないと考えたのか根拠を問われる可能性があるからである。説明責任を果たすという観点からは、規制インパクト分析のフォームのパートA（民間主体への経済影響評価）が最も重要ではないか。

Q 4：規制評価で困難な点は何か？

A 4：われわれが評価で重点を置いているのは、便益ではなく、費用である。各省庁は規制を導入しなければならない状況にあることが多く、規制審査班は、導入すべきかどうかよりも、導入する場合にどのような形がベストかということを追求している。同じ規制を行うのにどのような方法が最もコストが少ないかを求めることが規制インパクト分析の目的である。経済評価で完全なものはない。市場条件が変化した場合に人々がどう行動するかは、誰にもわからない。評価水準の向上のためには漸進的な改善努力が必要である。われわれは規制インパクト分析を要求することが、各省庁の規制提案に対する態度を除々に変えさせることを経験から学んだ。

Q 5 : 審査手続は？

A 5 : 事後評価は行っていない。カリフォルニア州には規制権限を持つ省庁が 200 あり、年間に全体で 600 件の規制提案がある。規制審査班はこのうち民間に影響を与えるもののみを審査しており、年間で 300 件程度である。1 つの規制提案を主担当とサポートの 2 人チームで担当し、意見交換しながら処理する。コメント期間は 45 日間に限定されており、非常にタイトである。6 人という小人数のスタッフで処理しているので、担当省庁や担当分野は特定されていない。業務量を特定のスタッフに集中させないという目的もある。また、特定の省庁や分野を担当するとそこに肩入れしてしまう恐れもある。

Q 6 : 法律は評価対象か？

A 6 : 法律案は評価していない。カリフォルニア州では年間 6000 件の法案が提出されており、その審査は立法府の機関によって行われている。

参考文献

第 1 章

総務庁 (1998) 「規制緩和白書 (9 8 年) 」

経済企画庁総合計画局 (1994) 「規制緩和の経済的効果 - 規制緩和研究会報告 - 」

高橋望 (1999) 「米国航空規制緩和をめぐる諸議論の展開」白桃書房

石黒一憲 (1998) 「法と経済」岩波書店

経済企画庁総合計画局編 (1994) 「規制緩和の経済理論」

第 2 章

OECD (1997) “Regulatory Impact Analysis: Best Practices in OECD Countries”

OECD (1999) “Regulatory Reform in Japan”

Cabinet Office, UK (1998) “The Better Regulation Guide”

The White House, US (1994) “Regulatory Planning and Review” Executive Order
#12866

Office of Regulation Review, Australia (1998) “A Guide to Regulation” Second
Edition

Privy Council Office, Canada (1999) “Government of Canada Regulatory Policy”

Consulting and Audit Canada (1992) “RIAS Writer’s Guide - For Use by Writers of
Regulatory Impact Analysis Statements”

Robert W. Hahn etc. (2000) “Assessing the Quality of Regulatory Impact
Analyses”

Working Paper 00-1, AEI-Brookings Joint Center for Regulatory Studies

Robert W. Hahn (1998) “State and Federal Regulatory Reform: A Comparative
Analysis” *Working Paper 98-3*, AEI-Brookings Joint Center for Regulatory
Studies

Robert W. Hahn (1998) “How Changes in the Federal Register Can Help Improve
Regulatory Accountability” *Working Paper 98-1*, AEI-Brookings Joint Center
for Regulatory Studies

Regulation Review Unit, State of California, US (1997) “The Regulation Review
Unit: Improving Regulations and Rulemaking”

Regulation Review Unit, State of California, US (1999) “The Regulation Review
Unit: Improving Regulations and Rulemaking”

U.S. Department of Housing and Urban Development (1996) “Regulatory Impact
Analysis of the Proposed Rule on Lead-Based Paint: Requirements for
Notification, Evaluation and Reduction of Lead-Based Paint Hazards in

- Federally-owned Residential Property and Housing Receiving Federal Assistance”
- U.S. Environment Protection Agency (1996) “Regulatory Impact Analysis of Lead-Based Paint Hazard Disclosure Regulation for Residential Renovations”
- U.S. Environment Protection Agency (1995) “Effluent Limitations Guidelines, Pretreatment Standards: Metal Products and Machinery” *Federal Register* Vol. 60, No. 103, Tuesday, May 30, 1995
- U.S. Architectural and Transportation Barriers Compliance Board (1998) “Regulatory Assessment on Proposed Accessibility Guidelines for Play Areas”
- U.S. Department of Agriculture (1998) “Proposed Rules: Manufactured Housing Thermal Requirements” *Federal Register* Vol. 63, No. 193 Tuesday October 6, 1998
- U.S. Department of Transport (1999) “Federal Motor Vehicle Safety Standards; Child Restraint System; Child Restraint Anchorage Systems” *Federal Register* Vol.64, No. 43, Friday, March 5, 1999
- U.S. Department of Transport (1999) “Parts and Accessories Necessary for Safe Operation; Lighting Devices, Reflectors, and Electrical Equipment” *Federal Register* Vol. 63, No. 61, Wednesday, March 31, 1999
- U.S. Department of Transport (1998) “The Long-Term Effectiveness of Center High Mounted Stop Lamps in Passenger Cars and Light Trucks” DOT HS 808 696 *NHTSA Technical Report*
- Department of Environment, Transport and the Regions, U.K. (1998) “Extension of Part M of the Building Regulations 1991 to new dwellings”
- Department of Environment, Transport and the Regions, U.K. (1999) “Consultation Paper: Proposals for Amendments of Regulation 11 of the Building (Approved Inspectors etc.) Regulations 1985: Consultation with fire Authorities”
- OECD 編、山本哲三訳 (1999) 「成長か衰退か - 日本の規制改革」日本経済評論社
- 政策評価研究会 (1999) 「政策評価の現状と課題 ~ 新たな行政システムを目指して ~ 」
- 通商産業省大臣官房政策評価広報課

宇賀克也 (1988) 「アメリカ行政法」 弘文堂

松本光平、平野吉信 (1994) 「英国の建築規制緩和の研究 < 民間機関による建築規制制度

の概要 > 」 『日本建築学会計画系論文集』 第 457 号

春原浩樹 (1996) 「アメリカの建築規制」 (財団法人日本建築センター 『BCJ 建築技術研

究レポート』 96-002)

本資料は、建設政策研究センターにおける研究活動の成果を執筆者個人の見解としてとりまとめたものです。
本資料が皆様の業務の参考となれば幸いです。

建設政策における規制インパクト分析のための基礎研究

発行	2000年7月発行
〒100-0013	建設省建設政策研究センター 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 TEL (03) 3503 - 7681<直通代表> FAX (03) 3503 - 7684
